

令和3年7月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年7月教育委員会定例会議

日 時 令和3年7月26日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（3名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3番 委 員 留 守 広 行

欠席（1名）

4番 委 員 大 森 真智子

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長

兼学校教育環境整備室長

兼近代文学館長兼小牛田図書館長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 齊 藤 眞

特別支援教育専門員 伊 藤 淳

学校教育専門指導員 阿 部 毅

青少年教育相談員 門 脇 宏

教育総務課主事 青 山 裕 也

教育総務課主事 伊 藤 大 樹

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和3年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第19号 新型コロナウイルス感染症について

- 第 4 報告第 20 号 区域外就学について
 - 第 5 報告第 21 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（6 月分）について
 - 第 6 報告第 22 号 基礎学力向上等について
 - 第 7 報告第 23 号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について
 - 第 8 報告第 24 号 新中学校整備等事業について
 - 第 9 報告第 25 号 令和 2 年度における事務処理について
 - 第 10 報告第 26 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
 - ・ 審議事項
 - 第 11 議案第 9 号 令和 4 年度使用教科用図書の採択について
 - ・ 協議事項
 - 第 12 令和 3 年度美里町議会 8 月会議について
 - 第 13 美里町就学援助制度について
 - 第 14 第 2 期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて
 - ・ その他
 - 行政文書開示請求について
 - 行事予定等について
 - 令和 3 年 8 月美里町教育委員会臨時会の開催日について
 - 令和 3 年 8 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第19号 新型コロナウイルス感染症について

第 6 報告第22号 基礎学力向上等について

第 7 報告第23号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について

第 8 報告第24号 新中学校整備等事業について

第10 報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ 審議事項

第11 議案第 9号 令和4年度使用教科用図書の採択について

- ・ 協議事項

第12 令和3年度美里町議会8月会議について

第13 美里町就学援助制度について

第14 第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて

- ・ その他

行政文書開示請求について

行事予定等について

令和3年8月美里町教育委員会臨時会の開催日について

令和3年8月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第20号 区域外就学について

第 5 報告第21号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（6月分）について

第 9 報告第25号 令和2年度における事務処理について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、皆さん、こんにちは。

大分暑い日が続いております。どうぞ、皆様方、風邪などひかないようにご自愛いただきたいと思います。

おかげさまで、今月20日で学校のほうは、旧1学期と言ったらいいんでしょうか、終了いたしましたして、21日から夏休みに入りました。実際、授業数は70日ということで、2学期制の1学期部分としましては、また夏休み明けたら10月まで若干残っているわけです。そのときに通信票を配付するというふうなところだったんですけれども、至って中学生は部活動にいそんでいるというのもございます。

今日は、報告事項、そして審議事項、協議事項が多数ありますけれども、よろしくご審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

では、座って進めさせていただきます。

ただいまから令和3年7月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め4名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、4番委員、大森真智子委員につきましては、事前に本日は欠席する旨の報告をいただいておりますことをご承知おきいただきたいと思います。

説明員といたしまして、教育次長、教育総務課課長補佐、教育総務課の主事、それから学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席させていただいております。

どうぞよろしくお願いたします。

では、会議を行います。

まず、令和3年6月教育委員会定例会議事録の承認についてでございます。

この議事録については、委員の皆様方に事前に配付させていただいておりましたが、事務局で何か申出することはありますか。

○教育総務課主事（青山裕也） 特にはないです。

○教育長（大友義孝） 特にはないですね。

では、委員さんからいただいた部分に対して、大きく変更するという部分はないという確認でよろしいですか。てにをはの部分については若干修正があるかもしれませんが、その部分に関しましては事務局のほうにお任せいただきたいと思いますが、前回の6月教育委員会定例会議事録については、承認させていただいてもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですね。では、そのようにさせていただきたいと思います。
では、日程に入ります。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

議事録署名委員につきましては、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして、教育長が指名をさせていただきます。

今回は、2番佐藤委員をお願いいたします。あわせて、3番留守委員をお願いいたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告について行います。

教育長報告の部分につきましては、別紙資料のとおりでございます。大きく分けますと5点ほどございました。

1つは、北部教育事務所管内の教育長連絡会がございました。その際に報告があったものを添付させていただいております。

大きい2つ目の部分に関しましては、町内の小・中学校校長会の連絡事項及び町内の幼稚園長・保育所長会におきました連絡事項につきまして、添付をさせていただいております。資料については、小・中学校の部分と、校長会の部分とダブる部分もありましたので、割愛させていただいておりますことをご承知いただきたいと思います。

それから、大きい3つ目ではありますが、行政区長会議がありました。その際の資料といたしまして、6点ほどつけさせていただいております。

4点目につきましては、美里町の民生委員推薦会の委員ということで報告させていただきました。

それから、5つ目は、教職員の人事についてであります。

ちょっとだけ、一つ一つお話をさせていただきたい分野を述べさせていただきます。

まず、校長会議が、事務所の所長会議の連絡事項等の中で、来年度からの管理職の選考試験につきまして、既に筆記試験が行われました。今後、その1次試験合格者については、面接試験ということになっていきます。なお、北部管内の管理職数の見通しは資料にあるとおりでありまして、令和4年度末で校長職が小学校で4人減と中学校で1人減、令和6年度末で中学校で2人減ると。これは統合の関係で減るとい部分でございます。あわせて、所長－3ページなどには、不登校の支援の関係とかいろいろ載せました。我が町、美里町からの校長職、教頭職の候補者選考出願者数についてもつけさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、大きい3つ目でございますが、行政区長会議のときにお話のありました部分ですが、新型コロナウイルス感染症の対策、それからワクチン接種の部分に関しましては、後ほど教育次長から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、議会のほうからの連絡、報告でございましたが、今年度も美里町議会としまして議会懇談会を開催するという運びのようでございます。会議日程は、10月の12日、13日、それから14日から18日までの間に希望する団体、行政区での議会懇談会を行う予定となっているということでございました。それから、町の行政懇談会、住民懇談会の部分に関しましては資料のとおりでございます。申込みによって開催していくというふうな部分でございました。

それから、もう1点、令和4年度以降の成人式ですね。こちらのほうの部分がどうなっていくのかということなんですが、既に成人というのが18歳というふうに年齢が下げられているわけでございますけれども、成人式をどうしていくのかということがいろいろ検討されてきました。その中で、成人式という名称は、18歳でやるのであれば成人式でいいでしょうけれども、20歳になってやるとなれば別な名称での開催になってくると。18歳でやるのか、20歳でやるのか、19歳でやるのか、いろいろあったわけでございますが、いろいろ県内の情勢を見ますと、20歳、これまでどおりの20歳で、成人式という名称を改めて式典を行うというふうな内容のようでございます。名称はまだ決まっておりませんが、20歳を祝う会という、そういった部分でやっていきたいという部分の報告でございました。

それから、コロナウイルス感染の関係でも、令和3年度の1月までにおける行事はどうなっていくのかということで、いろいろ町主催の行事があるわけでございますけれども、既に中止を決定したもの、それから開催はするけれども短時間での開催とか、無観客でやる部分とか、

いろいろ出てきております。資料を添付させていただきましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

4つ目の美里町民生委員推薦会委員でございますが、現在、美里町の民生委員推薦会の委員として私が委員をさせていただいております。教育に関係のある者ということで、美里町では教育長が委員ということに就任させていただいております。任期が今月の31日まででございます。次の任期が8月1日から令和6年の7月31日までということでございます。したがって、任期満了と同時に、新たな委員についてもこのまま美里町の教育長が務めさせていただくことにさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければというふうな思いでございます。

それから、5つ目の教職員の人事でございますが、ちょっと資料は添付させていただいておりませんので、7月31日をもって、これまで病休、そして休職されてきました不動堂中学校の教諭がご退職なさることになりましたので、報告をさせていただきたいと思います。お名前のほうは、少し伏せさせていただきたいと思います。

ここにはちょっと書いておらなかったんですけども、もう1点、その他案件としまして、教育長の報告の中で述べさせていただきたい点がございまして、それは、学校の校則です。新聞とかいろいろな部分に学校の校則のことがすごく取り沙汰されておりましたので、その部分について、資料はございませんが、教育次長から報告をさせていただきたいと思いますので、教育次長、よろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

私のほうから、校則の関係で報告をさせていただきたいと思います。

先日、議会の教育、民生常任委員会の委員長、福田議員と副委員長の柳田議員が、校則について状況を聞きたいということでございまして、私のほうで対応させていただいたところがございます。

それで、内容につきましては4点ほどありまして、1つ目が、校則について、生徒たちの間であったり保護者の間であったりとか、あと学校側とのやりとりであったり、そういうものが行われているかどうかというようなところと、22日が生徒からの校則見直しの要望があった場合、学校側と協議できる環境が整っているかということと、3つ目が校則についてトラブルはなかったかと、あと4つ目が、令和3年6月8日付の文部科学省からの通達についてどう取り組まれているかというようなことで、この4点についてお話がありまして、これは事前に

私のほうで各中学校のほうを確認をさせていただいて、それで分かる範囲でということでお答えをさせていただいております。

まず、1番目の校則についての話し合い状況ということでございますが、これは現在、特に行われていないというようなところでございますが、そのことをお伝えしてございます。

あと、2つ目ですね、生徒から見直しの要望があった場合、協議できる環境が整っているのかというようなことにつきましては、これについてもいろいろな要望があるので、その内容を見てその都度対応を考えていくということで、特段今のところ、どういう形で対応するとか、そういうマニュアルとかフローみたいなものはないというようなところでお話をしております。

あと、校則について、トラブルはこれまでなかったかということでございますが、今の学校で知り得る範囲であれば、トラブルについてはなかったということでしたので、その旨をお話をさせていただいております。

あとは、令和3年6月8日付の文部科学省からの通達について、どう取り組まれているかというようなお話でございますが、特段この通達をもって何かしたというところではないというようなお話でございますが、これまでどおり対応していきたいというふうに考えているという各学校のお話でしたので、それをお話ししたというようなところでございます。

それで、議員のほうからは、校則に対してああたとかこうだとかああせいこうせいということではなく、まずある程度、生徒から、あとは保護者からそういう校則の内容について見直しのお話が出たときにちゃんと協議をして検討していくようなところになっているのかどうかと、学校側からの一方的な押しつけとか決まりというようなところになっていないかというようなところが非常に気になるというお話でして、今のところ私のほうでは各学校からお聞き取りした部分しかお話しできないので、その部分をお話をさせていただいて、あとは常任委員会のほうでいろいろ検討するというようなお話でしたので、7月21日に、10時にお話をさせていただきまして、21日の午後から常任委員会を開いていろいろと話し合うということでございました。その結果についてはまだお聞きはしていないので、もしその情報があれば、またご報告をさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

以上で、教育長報告になります。

委員の皆さんからご質疑、ご意見ございますか。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 僕も新聞なんかで、その校則が、かなり厳しい校則があるのがね、特に中

学生だったりから全国的に問題が出ていると。それも見たりして、それからこの美里町の9校の校則を見たりすると、かなりやっぱり厳しい部分があるんですね。その部分を、特に中学生ですね、その生徒たちの意見を入れて校則をつくっているのか。どうもそういうふうには見えない。学校が一方的につくっているような感じを僕は受けているんですけども、その辺はお話何かありませんでしたか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） その辺の詳しい話は、私のほうからはさせていただいてはいないのですが、今おっしゃられるとおりに、どちらかというと学校側で決めている決まりなので、それを守るようにと。あと、やはりこれまでの歴史の中で、当然そのときそのときに追加になって厳しくなったりとか、緩くなったりとか、いろいろな経緯を経てはきているのですが、ただ、その辺について、例えば非常に民主的に作り上げてきたとか、現在も確認をしているというところではないのではないかなというふうに考えております。

○委員（後藤眞琴） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかの委員さん方、よろしいですか。留守委員、はい。

○委員（留守広行） 今まで、例えば校則について教育委員会のほうに、匿名でもですね、こういう校則が今の社会には合っていない、合っていないみたい、学校側に指導してくださいとかということは今までありましたでしょうか。

○教育長（大友義孝） はい、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） これまで私の知り得る限りとか、この間確認した中では来ていないということで、これまで特には教育委員会に対しては来ていないというところでございます。

○委員（留守広行） はい、分かりました。

○教育長（大友義孝） 教育次長から今お話があったように、校則については常任委員会のほうでいろいろ検討するというふうなお話を頂戴したということでよろしいんですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。それで、取扱いをどうするかというところまで確認をしていなくて、恐らくその委員会の中である程度、その議論の結果というのがあると思いますので、それを確認したいなというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） はい、分かりました。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、以上で教育長報告については終了とさせていただきます。
では、次に移ります。

日程 第3 報告第19号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） 日程第3、報告第19号 新型コロナウイルス感染症について、報告をお願いいたします。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから、報告第19号と大きい字で左上に書いてある資料でございます。これは、第19回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の次第ということになっております。この報告をさせていただきたいというところでございます。

7月16日の15時から開催されております。内容につきましては、この3の情報交換というところにありますけれども、この部分ということになります。

それで、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてということで、裏面ですね、1と番号振ってございますけれども、接種状況がこちらのほうに書いてあるというところでございます。65歳以上につきましては、4月16日現在で8,945人、これが対象と。16歳から64歳につきましては、6月21日現在で1万2,358人が対象というところになってございまして、接種数、接種率につきましては、これは7月16日の9時現在でございますけれども、こちらに書いてあるようなところでございまして、合計で言いますとこの下に、全国の部分につきましては1回目が31.6%、2回目が19.7%ということですので、我が町では全国平均よりは進んでいる状態であるというようところでございます。49歳以下の予約も開始したというところで、こちらに記載されている順番で予約を受付するというようところでございます。

あとは、ワクチン接種の証明書の発行についてということで話がございまして、その内容につきましてはこの記載のとおりでございまして、その次の横判物でございまして、これもこの証明書の発行に対する資料ということでございます。

それで、一番最後が発生状況ということで、65番目の情報を書いてございますが、その後、7月21日と7月22日、2日間連続して発生しておりまして、美里町では今67と、感染者

が67というところになっているところでございます。教育委員会のほうには、学校関係の情報というか濃厚接触者等の情報が寄せられているのですが、最近はちょっと落ち着いてきているところがあるのかなというふうに思っております。ただ、引き続き状況を注視して、発生した場合しっかりと対応できるように準備してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、ただいまの報告につきまして、何か委員の皆さんからお聞きしたい点とかございませんでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、報告第19号につきましては、以上で終了させていただきます。

次に、日程第4、報告第20号となりますが、ここで日程第4、報告第20号といじめ防止における部分の内容につきましては、ちょっと個人名もあることから秘密会というふうにしたと考えておりますが、委員の皆様方、秘密会という形にさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、これより秘密会に入らせていただきたいと思います。

では、以上で、秘密会のほうについては終了というふうにさせていただきます。

これより公開の会議というふうにさせていただきます。

日程 第6 報告第22号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） では、日程第6、報告第22号 基礎学力向上等について、報告をさせていただきます。では、阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） よろしくお願ひいたします。

報告第22号の冊子でご説明をいたします。大きく2点です。

1つ目は、令和3年度の2学期制導入試行期の効果検証についてという部分でございます。今後の流れと教職員に対しての状況調査アンケートについては、前回ご提示をしたところですが、その中で後藤委員のほうから、状況調査アンケートの質問項目につきまして、2学期制の導入によって、先生方が日々の授業に対して、その充実に力を注いでいるかどうかという部分を確認する項目を入れる必要があるというご意見がありました。そこで、資料1に朱書きで項目を追加いたしましたので、ご確認をお願いいたします。文面は、「2学期制により、日々の授業(教材研究含む)の充実が図られていると思いますか」というような聞き方にしております。

あわせて、2枚目の上段のほうにありますような、管理職に対しての記述式のアンケートも実施したいと考えております。美里町における2学期制の導入の趣旨というものは、子供たちと教職員にとってゆとりと達成感のある学校生活づくりを目指すというふうな大きな目標に向けて、それを念頭に入れた上でどのような課題があるかというふうなところを含めて、校長先生、教頭先生方にご意見をいただくというふうにしたいと思ひます。

また、今月28日に教務主任会議のほうを行うんですけれども、そのための事前調査を集約いたしました。ちょっと告示までに間に合わなかったので、本日追加資料として配付いたしましたのでご確認をお願いしたいと思ひます。まだ1学期の途中ということもありますし、今回は教務主任という学校運営の実動者ということの目を通したものというものになっております。

1つ目の授業の充実・時数の確保等に関することでは、小学校では、学習(授業)時数が増えたことで、学習指導の充実が図られた、それから6月末から夏休み前まで教材研究することができたというような肯定的な意見があります。中学校でも、7月時点での教科時数も若干増え、学習指導要領改訂の中で、単純に比較はできないが例年より進度が早い教科が多いということがありますし、昨年に比べ、対外的な行事等が実施できている中、各教科・領域等の授業の充実を図ることができているというような点でした。特に課題は出されておりました。

2の行事の運営・精選等につきましては、小学校では、改めて運動会の種目の見直しや競技内容の精選を行い、練習時間の削減ができた、それから宿泊学習も期末の成績・事務処理に追われることなく実施できたという肯定的な考えでした。中学校では、行事の部分についてはいろいろと工夫はあったようですけれども、ただ、いろいろと小学校に比べて細かい部分の検討がこれから必要であるというようところが記載されておりました。

3番目の個別指導や進路指導等につきましては、小学校では、期末の成績処理にかけていた

時数が確保され、個々の理解度を考慮した補充ができた。それから、課題としまして挙げられたところで、通信票の作成時期が従来よりも後になったので、より計画性が求められると。中学校では、課題がまだあるようですが、夏季休業前に通信票が渡せず、評価平均値が分からないまま教育相談を迎えるという点で不安を感じる生徒・保護者がいるのではないかと思われる。

裏面になりますが、その他（感じられていること）の中では、小学校では、特にこれは大切だと思ったんですけれども、例年7月初旬から中旬にかけて体調を崩す教職員が出てくるが、2学期制の中で、多忙から来る体調不良を訴える教職員はほとんどいないという点がありました。それから、生徒指導の面でも児童としっかり向き合って適切な指導ができるようになっていくと。課題としましては、やはり通信票の回数が減ったことを補うため、評価の積み重ねをしっかりと行わなくちゃいけないということが挙げられております。

比較的全体として、教務主任は効果的な見方が多いわけですが、その記述の中から、今後、町内で統一的に確認していくべきこと、今後の検証事項になるのではないかとと思われるようなことが4点考えられます。

それは、授業の充実につきましては、やはり余裕ができた分、現在導入されているICTなどの効果的な活用、そしてまたその研修、そういった部分が充実されていく必要があるかと。

それから、行事に関しましては、やはりこの機会に内容の検討、精選すべき諸事項ということも、もっともっと洗い出して整理する必要があるであろうと。

3つ目に、特に個別指導の在り方という部分については、まだなかなか手がまわっていないようですので、個々の課題のやはり提示を、できるだけやる気を持たせるための提示ということを工夫する必要があるであろうと。

そして、やはり教職員の健康面の安定という部分ですね。これが4つ目ということで、このあたりが項目をさらに深く検証していく必要があるのではないかという点でございます。

委員の皆さんからもぜひ、ご意見をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の指導主事学校訪問についてですが、夏休み前に、小学校、中学校、幼稚園の部分では9校がもう既に実施、済んでおります。幼稚園のほうでは今年度、10月22日に大崎地区公立幼稚園・こども園公開研究会というのを控えておまして、昨年来、3園共通のテーマで研究を進めているようです。今年度は特に異年齢交流を通した子供同士の関わり合いに目を向けた授業実施が行われていました。小中学校では、それぞれの学校が児童生徒の実態や学校課

題に即したテーマを設定して研究を進めています。特に授業の中では、子供たちの興味・関心・習熟を図るとともに主体的な学び合いを促進することを目指して、今年度導入されているタブレットや大型電子黒板を活用した場面が見られています。夏休み以降は、中学校2つと小学校1つの実施が残っているところでございます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま基礎学力の向上について、大きく分けて2点報告をいただきました。委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。佐藤委員、いかがですか。佐藤委員、いかがでしょうか。

○委員（佐藤キヨ） 資料1は分かったんですが、後のほう、入っているんですか。

○教育長（大友義孝） 今日のものでしょうか。

○委員（佐藤キヨ） 今日のものです。

○教育長（大友義孝） 1枚物で今日お渡しされたものですね。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 「教務主任会議用 事前調査まとめ」というものでした。すみません。

○教育長（大友義孝） 後藤委員、ありますか。

○委員（後藤眞琴） これのことですね。（「ああ、あった。」「すみませんでした」の声あり）

○教育長（大友義孝） こういったものです。

○委員（後藤眞琴） はい、あります。アンケートは、子供にはするんですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 子供はしません。

○委員（後藤眞琴） 子供にしてみたら、どういうふうな感じているのかが分かるかなと思うんですけども、いかがなもんですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 子供自身は、まだこの初年度という中で、ちょっと、まあ、やれば何かしら出てくるかもしれないんですけども、変化というものをちょっと考えられるかどうかというところがありまして、まずは教職員からというところになっています。

○委員（後藤眞琴） じゃあ、まず教職員のほうをしてから、その結果あたりを見て、また子供のほうを考えていくということですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 子供と家庭のほうは、やはり3年ぐらい経過してみないと何か分からないのではないかなというふうな感じがありますので、そこら辺をご理解いただければと思いますが。

- 委員（後藤眞琴）　じゃあ、検討よろしくをお願いします。
- 教育長（大友義孝）　児童生徒と、それから保護者さんの調査という部分については、今後検討していかなくてはならないということですね。はい、佐藤委員、どうぞ。
- 委員（佐藤キヨ）　何か私、よく聞いていなかったのかもしれないんですが、探し方で。この管理職のアンケート、これは管理職用、教務主任用とかってあって、普通の教職員のアンケートというのはこっちということですね。
- 学校教育専門指導員（阿部　毅）　こちらの、質問事項が、質問点が6つあるものです。
- 委員（佐藤キヨ）　これですね。それで、結構よかったという感じになったわけですね。
- 学校教育専門指導員（阿部　毅）　はい。ただ、まだ1学期途中という部分の中でしたので、これからどうなのかというところで、11月中旬、教職員全体にアンケートを取るという形になります。
- 教育長（大友義孝）　どうですか、留守委員。お願いします。
- 委員（留守広行）　私は、2学期制が順調に進められているという感触を受けました。
- あともう一つ、今年度から本格的にタブレットを導入されての授業が進められているかと思うんですが、一番会議で出やすいのは、本当は教務主任の先生の会議かなと思うんです。そのところを捉えていただいて、そのタブレットを使っている先生方がどういうふうに使われているか、あとその授業に対して子供たち、児童生徒さんがどういうふうな反応があるかというのをちょっとお聞きしたいなという思いがありますものですから、質問事項はちょっとあれなんですけれども、そういうのは、時期はずれてもいいと思いますので、どこかの段階で委員会のほうにお話ししていただきたいなということでございます。
- 教育長（大友義孝）　ありがとうございます。
- 学校教育専門指導員（阿部　毅）　はい、分かりました。
- 教育長（大友義孝）　そうですね、この辺調査をして、あと委員会のほうに報告をしていくということを考えていきたいと思います。
- では、教職員へのアンケートも、質問事項も、いろいろご指摘をいただいた部分、一番の目的であった日々授業の改善というか授業の準備、こういったところも项目的に加えさせていただきましたし、管理職用のアンケートも取っていくと。ただし、時期は11月頃の調査を今考えているということで行っていききたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- あと、結果については、委員会のほうに報告していくということになるかと思います。はい、阿部先生のほうから。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 今後の予定としましては、アンケートが集計されて、11月の18日に予定しております教務主任会議での検証委員会というふうな場で、そのアンケート内容についての、課題についての提言的なものをまとめたものを11月の定例会のときにご提示させていただきまして、いろいろと最終的なご意見をいただきたいなと思っています。

○教育長（大友義孝） 11月の会議で報告をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

そのほかご意見ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、次に進めていきたいと思います。

指導主事訪問のほうはよろしいですか。まだ、あと3校残っておりますので。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で、報告第22号 基礎学力の向上について、報告済みというふうにさせていただきます。

では、ここで、1時間たちますから、ちょっと5分間休憩いたします。あちらの時計で30分再開をお願いします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第7 報告第23号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について

○教育長（大友義孝） では、日程第7、報告第23号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について、報告をさせていただきます。では、事務局から、青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、報告第23号 美里町における幼児教育・保育

を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について、ご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、皆様、お手元の資料のご確認をいただきたい次第でございます。まず、事前配付しております検討資料というものをお手元にご用意をお願いいたします。こちらとあわせまして、本日別途配付させていただいております総合計画の一部を抜粋したもの、上に美里町総合計画・美里町総合戦略という記載があるものでございますね。総合計画と総合戦略につきましては、今年度より改まって始まっております第2次のもので、最初の2枚までが総合計画に基づくものでございまして、その後が第2期の子ども・子育て支援事業計画、今年の3月に改定がありましたので、改定後の内容をこちらに一部抜粋しておりますので、こちらの2つの資料を使いながらご説明差し上げますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

では、まず、先ほどご説明差し上げました総合計画の一部抜粋の部分でございます。こちらのところからご説明差し上げさせていただければと思います。

総合計画につきましては、教育に係る部分は既に教育委員の皆様とご協議させていただいたという経緯がございました。これとは少し視野が変わりまして、これは子育て支援というところの一部として今回はご報告差し上げるものでございます。子育て支援の部分というのは、初めてご覧いただく方もいらっしゃるかなと思いますが、そちらをちょっと一部抜粋した中でございます。

一番最初のページにつきましては、下部に47ページの記載がございます。

こちらの2枚目、48ページをご覧ください。こちらの記載事項の一番上ですね、ちょうど4つほど箇条書きであるものがございます。こちらの一番最初のところです。こちらに記載されているもの、「就学前の子どもの教育と保育を一体的なものとして捉え、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園について、公立施設の民間移行も視野に入れながら教育委員会と連携し検討を進めます」と。教育委員会と連携し検討を進めるというのは、これは町長部局としてのご意見というふうにご理解いただければと存じます。

こちらとほぼ同等の内容としまして、その次のページ、下に30ページの記載がございます。こちらが、第2期の子ども・子育て支援事業計画の今年の3月に改定したものの一部抜粋でございました。支援事業計画につきましては、既に教育委員の皆様とご協議させていただいた上で、町長部局のほうで改訂を行った経緯がございました。こちらにおいてもちょうど丸印で、保育所、中段が幼稚園、下部に認定こども園と3件ございます。こちらの丸の2件目の幼稚園、ここの今後の方向性のちょうど3段落目をご覧ください。こちらにおいても、幼稚園の今後の

方向性というところで、「幼児教育・保育の一元的運用を視野に入れ、認定こども園への移行について検討を進めてまいります」と記載をされています。あわせて、その下の認定こども園についても、ほとんど同等の記載をさせていただいております。

ここまで踏まえますと、既にもう新たな計画として美里町総合計画・総合戦略、あわせて子ども・子育て支援事業計画、こちらの計画の下に、今ある幼稚園を認定こども園、こちらを今後検討していくという旨を記載の上で本計画のほうに既に動いているところがございますので、こちらにつきましては、現状、町長部局の子ども家庭課と、あとこちらの教育総務課の事務局レベルで今協議をしておるところでございます。ただ、あくまで今回につきましては、検討の段階のたたき台というふうにご理解をいただければと思いますので、そういう意味合いで内容的には中間報告に該当するかと存じますので、その点ご理解のほどお願いします。

続いての資料でございます。続きましては、こちらの検討資料のもので簡単にご説明申し上げます。

まず、こちらの2ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、認定こども園導入に当たりまして、前提となるこの子ども・子育て支援の中で切っても切り離せないのが待機児童という考え方でございます。既に報道等、非常によく使われるワードでございます。この待機児童というものにつきましては、少なからず美里町においても大変無視できない問題でございます。ちょうど中段より少し上に棒グラフのほう、記載ございます。これは令和2年度までの段階でございますが、こちらは美里町の待機児童の状況でございます。これは、基準日が4月1日基準で毎年報告資料として出しているものでございますので、実際この後少し増減等あるんですけれども、少しずつはやはり民間の保育所の開設等々もありまして減ってはきておると。ただ、やはりまだ完全な解消には至っていないという現状がございます。民間保育施設の開設が相まって非常に受皿として増えてはきておりますので、そういう意味では今までなかなか入れなかったという方々が非常に入りやすくなっているという現状がございます。

ここに併せまして、これは令和元年10月、ここから幼児教育・保育の無償化が始まりました。今までなかなか注目されなかった3歳児以降のお子さんに関する需要というのは、実はこの幼児教育・保育の無償化が始まったことによって、なお一層注目を浴びるようになりました。今まで待機児童とかという部分になると、ゼロ歳から2歳のお子さんの部分がどうしても報告されがちだったんですけれども、こちらの幼児教育の無償化が始まったことによって、3歳以降の関心というのが非常に増えてきているものではございます。

こちらは、2ページの資料に、先ほどの棒グラフの下に国立機関の資料を併せて参考までに添付させていただいておりますので、こちらのほう、ぜひご参考いただければなと存じます。

続きまして、3ページ目、ご覧ください。

こちらにつきましては、文言が非常に多いところございますので、こちらにつきましては必要な部分のみのご説明とさせていただきますので、その点ご了承のほどいただければと存じます。

こちらにつきましては、大きな2番のほう、まず中段のほうをご覧ください。こちらにつきましては、今での幼児教育と保育、これが今までどういう意義をなしていたか、それが今後どうなっていくかというところのお話でございます。2018年、3年前になるんですけども、保育所の保育の指針を示すもの、保育所保育指針でございます。これは、幼稚園に同等のもので幼稚園教育要領というものがございまして、既に、今まででいうと保育所はあくまで厚生労働省管轄、幼稚園教育については文部科学省の管轄、教育と保育・養育というところで、どちらかという縦割りに近いような考えでおったのですが、この改定をもちまして、やはり徐々に保育所と幼稚園というところ、ここの内容がより近い存在になっていっている実態がございます。

以前におきましても、この一体にしていくという方向性と併せまして、厚生労働省と文部科学省の今までの縦割り管轄が内閣府の一括管理というところに今現在は近づいておるところでございますので、今後この幼児教育と保育というところが、従前のそれぞれの幼稚園と保育所だけでやるものではなく、今後は一体となって、一緒の形態としてやっていくんじゃないのかというような考えが既に国からも示されているところがございます。この点を踏まえすと、やはり旧前の施設を分けて教育と保育をしていくという考えではなく、今後はやはりこども園に一括していくことで、一体となって保育と教育をやっていくのがいいのではないかというような考えも見えてくるものがございます。

大きな3番につきましては、先ほど冒頭申し上げました総合計画のところの話と支援事業計画の話でございますので、この点に関しては内容が重複しておりますので、割愛のほうをさせていただければなと存じます。

続きまして、内容で申し上げますと、6ページに移っていただければと思います。

こちらが、では、その幼稚園の今後の、これはあくまでたたき台でございますので、決して前提としてこれが決定しているということではないのでご理解ください、あくまで今現状の協議の中で、このような内容がいかがなのかなというふうに検討しておるといふものでござい

す。一応、内容で申し上げますと、幼稚園についてというところ、中段にございます。こちらの大きな1番から次ページの大きな3番までで、各幼稚園の今後の在り方をどうするのかというところで検討資料を記載しておるところでございます。

まず、大きな1番としまして、なんごう幼稚園・保育園、こちらにつきましては、現在、げんきど一むの中で運営させていただいておりますところでございます。既になんごう幼稚園・保育園という形で幼児枠のお子さんと保育枠のお子さんを1つの施設で預かっているという実態がございますので、現状としては一番こども園の形に近いのではないかなというところがございますので、こちらはこども園自体に移行することを検討、今考えておるところでございます。

現在とその下に記載があるものについては、今の幼稚園枠の定員と保育園枠の定員を全て合わせた場合の資料となります。こちらが、実際に移行後、どう検討できるかというところがその下でございます。実質ほぼ半分になっております。理由を申し上げますと、まず現状のなんごう幼稚園、定員が140人でございます。それに対して在園数というのが、約65ともう半分の状況。これが今年度に特出したものかというところは実はそうでなくて、なかなか定員を充足するというところが、やはりお子さんの減少も相まって少しずつ減ってきている現状もございます。改めてこのような形で、施設自体の運営を見直すタイミングで、やはりより現実的なところを入れてみたらどうかというところで、そういったものの数字設定という形で今現状検討しておるところでございます。

その下につきましては、こごた幼稚園でございます。こごた幼稚園、現在のところは現年齢別定員のところ、その後の移行後というところで、こちらも検討段階の数値を入れさせていただいております。こごた幼稚園につきましても、先ほどのなんごう幼稚園同様、やはり定員に充足、満杯に充足しているという現状ではない点と、あとこの保育枠につきましては、実はこごた幼稚園の周辺にゼロ歳児から2歳児を預かる私立保育所がございます。小牛田中学校の近くに小規模の保育施設というのがちょうど今3軒、事業所内の保育施設も1軒ございます。こちらは全て町が誘致しているという現状もございますので、そこのバランスも今後は考えつつ、現状の設定ではどうかというところの検討段階の数字でございます。

続きまして、7ページのところでございます。

ここ以降ですね、あと、ふどうどう幼稚園というところで幼稚園は一旦終了しまして、その後、4番に行って小牛田保育所の記載もあるんですが、実質、このふどうどう幼稚園以降の考え方につきましては、ある種、公立の保育所との兼ね合いも出てきます。やはり供給過多にな

らないかというところが一番危惧される部分でございますので、ふどうどう幼稚園、参考までに今現状の検討案というところに記載をさせていただいているんですけども、やはり小牛田保育所を徐々に定員を圧縮していきつつ、その中でふどうどう幼稚園の今後の在り方を検討していくことが考えられます。ふどうどう幼稚園の一番最後のところに認定こども園とか病後児保育施設等と入れておるんですが、正直なところ、現状、認定こども園だけで果たしていいかというところの意見も十分出ております。正直、こごた幼稚園のところである程度めどは立ってくるんじゃないかと。やはりそこも十分考えとしては出てきますので、この点につきましては、まだ検討の余地はあるのかなというところでございます。

その下の小牛田保育所につきましては、考えを少し触れさせていただいたんですけども、今後は各幼稚園の在り方を検討し、かつ、町の保育需要に合わせる定員設定、そことの調整が今後入ってくるというところなんです。ある程度弾力的に定員縮小というところをしつつ、調整弁な役割と、必要に応じては最終的にここ自体が、3のふどうどう幼稚園にもあるとおり、閉園というところも十分考えられるのかというふうには今現状出ておりますので、こちらの調整弁として、今後は保育所の在り方というのも、この内容で併せて検討できるのではないかとこのところでございます。

その下にあります保育所分園につきましては、現状は今年の4月段階で休園としております。もともとここは1歳、2歳だけの、24人ずつの保育所だったんですけども、現状休園状態でございます。やはり施設の経年劣化が非常に激しいので、あとやはり1歳、2歳の保育需要がある程度めどが出てきているというのがあるので、現状は小牛田保育所である程度需要に対する対応を行っておると。ただし、先ほども申し上げたとおり、4月1日現在でと言いつつも、その後に転入であったりとか、そういったところも十分考えられますので、まだ現状としては保育需要に合わせて再開もまだ検討はしていると。ただ、長期的な目線で考えますと、ここ自体は恐らく小牛田保育所に統合し、閉園というめどは立ってくるのではないかとこのところ考えられます。

それと、8ページから最終の12ページまでにつきましては、これはちょっと子ども家庭課のほうの提示資料にはなるんですけども、現状の町全体としての保育需要と、資料2以降につきましては、各地域別の需要に対する供給の現状想定される推移という形で記載のほうをさせていただいております。

1点留意事項ございまして、10ページの小牛田地域のところで、黒丸の2つ目、幼児教育と保育の供給のところの令和8年度、今後のところになるんですが、現在、令和2年4月から

開園しました食と森の保育園美里という私立の認可保育所がございます。駅東にあるところなんですけれども、こちらは現在、認可保育所として110名定員で運営させていただいておるところでございますが、実はここが認定こども園にしたいというご意向が今現状出ております。まだ決定ではないんですが、早くて最短来年度からできないかというところで、今現状、担当部局である子ども家庭課のほうで調整を図っております。ですので、今回、検討段階としては、そちらの食と森の保育園がこども園に移行した場合の供給人数というのも併せて入れておりますので、少しその点ですね、ご理解のほどいただければ幸いです。

現状はこのような形で、町の保育の需要と供給に合わせて入れて、そして幼児教育と保育、これがやはり一元化になっていくという、国、そして社会の情勢を配慮していきまして、今後、公立の今現状の幼稚園をこのようにしていくというところも今後は検討していただければと、できるものではないのかなというところではございます。

さらに、1点付け加えさせていただきますと、では、運営主体、実施主体はどこになるのかと、公営なのか民営なのかというところではありますが、この点につきましては、今現状としましてまだ確定はしていません。検討の段階では、どちらかというとなら民営のほうに優先順位が高く考えているところではございます。ただ、こちらにつきましては、財政的な面も絡めていくところではございますので、あくまで民営をある程度主体としつつも、じゃあ公営の可能性というのは全くないかというところもあるので、こちらは財政部局と連携しながら、その点についても今後は検討できるものではないのかなというふうには考えております。まず、ここまでの段階が、現状検討しているという段階の内容でございました。

ここまでで、「こども園」という言葉を非常に多く使用させていただいておったんですが、そもそもこども園って何なのかというところが、もしかしたらおありなのかなというところもございましたので、念のためというところで、こども園って何なのかというところを別添資料で先ほどの検討資料の後につけさせていただいております。横型の、今ご覧いただいていた資料のその後ですね、12ページの後、ちょっと簡単に念のためにご説明だけさせていただきます。

ここにおいては、大きな1番から大きな3番まで作らせていただきました。それで、大きな2番以降はちょっと専門的な内容にどうしてもなりがちになってしまうので、大枠として理解していただくというだけのためとして、大きな1番だけのご説明とさせていただきます。

ここに、「幼保連携型認定こども園とは？」としております。これは、俗に認定こども園と言われるに際しまして一番多い形、幼保連携型の認定こども園というものでございます。字の名のごとく、幼保なので幼稚園と保育園、こちらの考えを連携させて認定こども園にしていくとい

うものでございます。メリットとしては、端的に申し上げますと、双方の利点を生かした一体的施設をつくり上げる、これがこの幼保連携型認定こども園の最大のメリットでございます。

実際に、幼稚園と保育所、こちらは既に委員さんご存じの部分があるかと思うんですけども、それぞれの関係法に基づくものでございまして、じゃあそのメリットは何なのかと。こちらにちょっと端的に触れさせていただいたんですけども、まず幼稚園のメリットとしましては、小学校への就学に向けた集団生活の基礎を身につけることができると、そして異年齢での縦割り保育が非常にしやすい、相手を思う、理解するというのが、素養が身につくというものでございます。対しまして、保育所のメリットと申しますと、低年齢の子供から預かることができるため、より成長や発達に即した個別の保育や教育の提供が可能であると、そして保護者の就労等、家庭での保育が難しい状況による長時間の預かりの支援が可能であるというものでございます。

現状、こちらの預かる時間につきましては、これは8時間以上と記載していたんですけども、現状としては8時間は保育所運営の最低基準だと。ただ、現実申し上げますと、ほとんどの方が11時間預けているということ。ただ、ここにさらに預かれないか、例えばちょっと帰りが遅くなる方等もいらっしゃるので、その場合に延長保育というものでプラス1時間、これは公立の保育所と私立、全て一律です。イメージで申し上げますと、朝の7時から夕方18時、ここがちょうど11時間、そこからのプラス1時間が延長と、19時まで最大預かれるというようなメリットがございまして。

この利点をそれぞれ生かして一本化するというのが、幼保連携型認定こども園の考え方でございます。ここになってきますとやはり関係法が変わってきてまして、ちょっと非常に長いものではあるんですけども、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」というものでございますので、やはり関係法ももちろん変わってくる中、ただ、この法で定めている運営の基準につきましては、それぞれの保育と幼稚園の部分の運営基準にそれぞれ準用しておりますので、どちらかこれで独自の基準が設けられるというものではございません。

あわせて、ここに入られるお子さんというのは、保育所の中で本来、こういうお子さんが保育が必要ですよという認定を受けたお子さんと、保育の必要性がなく教育を希望するお子さんの双方の受入れが可能でございます。これは、実際施設の中では、保育の必要性があるお子さんと保育の必要性がなく教育を希望されるお子さんというところで、ある程度定員枠はそれぞれ別で設けるものでございますので、施設の中で一体として教育と保育のほうを見ると

しています。

そして、その中で最大限のメリットを、これは点線の枠で設けさせていただいたんですが、実際最大のメリットって何かと申しますと、例えばですが、保育がもともと必要で入ったお子さんが、親御さんの就労状況が変化しまして、例えばもともとフルタイムだった方が事情によりフルタイムができなくなってしまったと。そうなってくると、そこで保育所におきましては、翌年度以降、通園が継続される保証というのは実はないですね。あくまで保育所においては、毎年度、継続通園ができるかどうかというところで一旦全てのお子さんをリセットしまして、審査し直しになるんですね。そうなったときに、全て就労時間とかを保護者のほうで点数化しまして、その点数の高い方から順次、翌年度の入園決定者とする。となりますと、やはり時間が不足してしまって点数がほかの方より少ない方というのが保育所にそのまま継続できない場合というのも十分出てきます。そうすると、保育所の場合の対応ってどうなってしまうかという、ほかの園、または待機児童にならざるを得ない。もちろんほかの選択肢もあるんですけども、現状としてはそのような選択肢が強えられることも想定されると。

これは、こども園にすることで、実際保育自体が不可となったとしても、その同一施設内で今度は教育を受けること自体は可能になってくるんです。そうなってくると、現状やはり問題として出てくる、転園しなきゃいけないと、今までずっと通っていた施設と変わってほかのところに行かなきゃいけない。保護者さんの目線からしますと、やはりなるべくこの園にいたいという、せっかくできた友達とか先生方との関係をやはり継続させたいという思いが、可能な限り継続できるんじゃないかなというところで最大限のメリットというのが想定できますので、この点、今回ご説明の中に入れてさせていただいた次第でございます。

ではですね、簡単なこども園についてのお知らせでございました。

今回のご説明した内容につきましては、あくまで現段階での検討事項とたたき台の中の資料でございました。今後、やはりまだ子ども家庭課、ないしは関係部署と連携の中でいろいろ議論が今後進んでいくところでございますので、また改めてこの内容に進捗が出たりとか、内容をこのような方向でやっていきたいとか、そういったものが出てきましたら改めてご報告のほうを差し上げたく存じますので、今回はその前段という形の、今の現状段階の資料というふうにご理解いただければなと存じます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対してご意見を頂戴したいと思います。後藤委員、どうぞ、お願い

いたします。

○委員（後藤眞琴） たたき台と言いながら詳細にわたって、こうするんだということを説明していただいたと思いますので、まず基本的なことについて申し上げたいと思います。

教育委員会では、認定こども園制度の導入について、全く話し合いをしていません。それなのに、事務局がこのような独自の判断に基づく導入についてのたたき台をどうして提出できるのかと不思議に思えてなりません。どうしてこのような、以下、6ページから引用ですけれども、「幼稚園・保育所については、それぞれ運営していくのではなく、町として統一した考えの下で一体的な運営を行い、より効果的かつ効率的な幼稚園教育・保育を行っていくため認定こども園制度の導入を進めてまいります」と。これ、全然、先ほど申し上げましたように、教育委員会では話し合っていないんです。

さらに、一歩進めてこの2行目、「認定こども園制度の導入にあたっては、豊富なノウハウと柔軟な発想を持ち合わせる民間事業者への移行も視野に入れながら検討を進めてまいります」というようなたたき台が教育委員会事務局から出てきたことには、本当に驚いています。

認定こども園の制度の導入については、先ほど説明ありましたように、美里町総合計画・美里町総合戦略にあること、これも十分僕も承知しております。これはここに、教育委員会と連携し検討を進めますって、連携するんですよ。その連携する前に、教育委員会ではこのことを話し合っておかなきゃならないはずですよ。それをしていないんです。それなのに、もう方向性決まって、断定的なたたき台が出ているんですよ。だから、これは本当に不思議でならない。ですから、これから教育委員会では、この認定こども園制度の導入について協議しなければならないのではないかと考えています。

その場合、事務局に次のような資料を取りあえず提出してくれるようお願いいたします。このたたき台なんていうのはとても考えられませんので、これから教育委員会で検討すると。これ、僕の考えです。

まず、1つ目の資料、美里町の幼稚園、保育所の現状が見えるような資料、現状がどうなっているのか、どういう目標を掲げて、現状どういうふうになって、それをきちっと見えるような資料を提出お願いします。

2番目、幼稚園・保育園の先生、保護者が、認定こども園制度の導入及び民間事業者への移行をどのように捉え考えているのか、それが分かる資料。これは先生方に、園長だけに聞いて駄目ですよ。できるだけ多くの関係者に聞いて、分かる資料を。

それから、3番目、認定こども園制度について理解できる資料。これは、教育委員を僕は今

年で7年以上もやっています、それで青山さんからこの認定こども園制度の資料をかなりもらったこと、頂いたことがあります。でも、新しい方、まず見ていない方が、今日も少し説明ありましたけれども、それをきちっと、くどく書いてあるのじゃなくて、きちっと法的にこういうふうになっておりますと、そういう資料を。それから、民間事業者の豊富なノウハウと柔軟な発想の分かる資料並びにそのような民間事業者の実例が見える資料、取りあえずその資料を出していただいて、それを基に教育委員会で協議し、一定の結論が出た段階で事務局にたたき台をお願いすることになるんでないかと、そのとき初めてたたき台が出てくるんだろうと思います。そういうふうに、これ、僕は、一教育委員として考えています。

それで、これはなお余計なことですけれども、たたき台というものは、教育委員会での協議、結論を踏まえた上のものであるはずだと思うんです。僕はこれ、一昨日受け取って、町長部局の子ども家庭課で考えたものを、これ、そっくり今説明されているんじゃないかと思います。そういうことは教育委員会では全然知らない状態なんですね。ですから、最初からやる、やらなきゃならないと僕は考えております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今の後藤委員のお話、分かりますよね、内容的に。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。

○教育長（大友義孝） そのほか、佐藤委員、何か。

○委員（佐藤キヨ） 私は、初めてというか、ただ、これを見ると、国の方針に準じて民間移行とかって何か所かに書いてありますよね。ということは、今の町職員の幼稚園の先生とか保育所の先生が、民間の使用者というか、それに替わるのかなって、そこがすごく心配ですね。

それで、大体民間になると給料とかの待遇とかも変わるじゃないですか。実際知っている方とか、ここの町ではないですけども、あと結構、年、年配になってくると私立の幼稚園とかは結構厳しく当たって、当たられて辞めてくるので、若い先生が多い。そういうのとかも実際私の実家のほうでは、大都市、まあ、ここよりか大都市ですけどもね、そういうのを聞いているので、すごいキャリアとか経験を積んできた先生たちがそういうふうになっているとかというのもちよっと心配になってくる部分があるので、どうなんでしょうかね、そこら辺が。

○教育長（大友義孝） 今、後藤委員がおっしゃられた部分に関しての部分から、まだその域に達していないということなんですよ。（「全然……」の声あり）もうちょっと資料なり集めて、教育委員会でどういう方向性がいいのか、議論するのが先だろうということなんですよ。

○委員（佐藤キヨ） あと、でもちょっと、前に多分ここで聞いたと思うんですけども、駅東

の前に食と森の保育園美里というのね、ヤギとか飼っていたり、それから子供たちが遊んでいる様子を見ると、子供たちが結構、幼稚園の場合はクラスごとの単位で動かしているというかそういう感じなんだけれども、見ていたら、中で遊んでいる何人かの子供たちとか、こっちで先生と遊んでいる少人数の子供たちとか、結構自由にやっているなというのは思ったんですよ。

だから、将来的にそういうふうな感じになるのかどうか分からないですけども、本当によく検討してやらないと、今までの各幼稚園とか保育所で一生懸命子供を育ててきてくださった、その蓄積されたものが、これを見ると、幼稚園、私立でももちろんいいところ、結構私立も音楽とかリトミックとかを重視するとかいろいろなのがあるじゃないですか。英語やってみたりとか、それから小学生なんかにはバック転とかいろいろやらせる、幼稚園でやっているのとかね、いろいろあるので、そういう特色あるのもあるのかもしれないけれども、とにかくここは、すごいしっかり検討しないといけないと思います。

○教育長（大友義孝） ご意見ということですね、はい。

○委員（後藤眞琴） 今、佐藤委員がおっしゃられたのは、その幼稚園の先生方と、それから保護者の方と、認定こども園についてよく話し合う必要があるということだと思います。その民間事業者が豊富なノウハウを持っていること、それから柔軟な考え、発想もできるんだということ、それを具体的にやっている事例をね、分かるような資料を出してもらって、それを踏まえて検討していけば、今、佐藤委員がおっしゃられたようなことは解消できるんじゃないかと。

僕が要するに言いたいのは、教育委員会で全然話していないものをですよ、教育委員会の事務局がたたき台として出せるのかどうかの問題なんですよね。基本的には、考えたら出せないですよ。あえて出して、まあ、たたき台だから何でも出せるかもしれませんが、本当にたたき台というのは批判してね、それでよりいいものをつくると、その意味でのたたき台ですからね。ですから、やっぱりこれは基本的に、根本的に最初からやり直すんだということやらないと、教育委員会としては何をしてきたんだとなり得ると思うんですね。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝） 青山主事、はい。

○教育総務課主事（青山裕也） すみません、いろいろとご意見ありがとうございました。事前に協議が不足していた点、改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今ご意見として、後藤委員、佐藤委員からいただいたご意見につきましては、こちらも重々受け止めまして、改め追加の資料であつたりとか、今後十分検討していかなきゃいけない内容、

この点ですね、もちろんこの時点でまだまだ不足しているのはこちらも重々承知でございますので、今後、より一層この内容を具体化、可視化できるように進めてまいりまして、改めて教育委員の皆様とご協議のほうをさせていただければ幸いですので、その点ご理解くださいませ。よろしく申し上げます。（「すみません、よろしいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝） はい、教育次長、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 確認をさせていただきたいと思います。

本日お渡ししている、お配りさせていただいた、美里町総合計画・美里町総合戦略という表紙になっているやつですね、政策5というものです。これの3枚目ですね。これは、子ども・子育て支援事業計画の抜粋でよろしいんですね。

○教育総務課主事（青山裕也） はい、そうです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） これですね、以前に教育委員会でご確認をいただいていた、この内容でということで、現在改訂させていただいているものでございます。

それで、これの一番下の今後の方向性ということで書いておりまして、ここはかなり具体的に内容が記載されてございます。これを見ると、この具体的なところを読みますと、後段のほうですけれども、「教育並びに保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うため保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園制度の導入の検討を進めていきます。特に幼保一体化施設として、認定こども園にもっとも近いなんごう幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園化、また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園については、国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう民間移行も視野に入れながら検討を進めていきます」ということで、かなり具体的な内容でこれらも改定して、現在、計画としている、制定されているものでございます。

それで、この本日お配りした資料につきましては、これを受けて子ども家庭課のほうで主になって作成したものでありまして、それで先ほど後藤委員のほうからいろいろ、基本的なことということでお話をいただきまして、私も聞いていてまさにそのとおりであるなというふうに感じております。ただ、計画にこういう形でもう既に載っていて、今のご議論ですと、まず導入の部分からですね、その制度を含めて、あとは現場の声を含めて、そういうものをしっかり聞いた上で進めましょうというふうになっていて、この計画とは整合がちょっと取れないということですね。町の計画であれ、以前、教育委員会でご確認をして策定しているものであります

ので、この辺の捉えをどうするかというところがあると思うんですね。まるっきり、これはこうではなくて、教育委員会としては基本的なところから、入り口のところからしっかり整理をして進めるべきだというようなところで今後進めていくというような、そこら辺の整合とか整理をしなければならないのかなというふうに思っています、ちょっとどう整理したらいいかですね。

今ご議論いただいた形で、いろいろ資料をお出ししながら進めるというのは、これは全く問題ないことだと思うんですが、そこら辺の町長部局との意思の差、意見の差というんですかね、そこら辺もあると思いますので、その辺どう整理をつけて進めればよろしいかなというところがちょっと疑問に思いましたので、この計画との整合性というんですかね、検討の進め方の整合性とか、考え方の整合性、それを調整する必要があるのかなと思ったのですが、ご意見をいただければと思います。

○委員（後藤眞琴） 僕の言い方に誤解を与える余地がありましたけれども、今の美里町の保育園、幼稚園はこういう状態にあるから、そのプラスの面、マイナスの面を踏まえて、この認定こども園の導入をどうするかということを考えていくわけですね。それから、当然、今、教育次長さんからお話がありました総合計画がありますので、それも当然頭に入れながら検討していくという、それが抜けておりましたので、あるいは誤解を与えたかもしれません。基本的にはとにかく教育委員会できちっと協議して、町当局と連携しながらやっていくんだと、この姿勢は変わりありません。僕個人としては。

○教育長（大友義孝） 今、確認事項ということで、教育次長と、それから後藤委員からお話がありました。やっぱりこれは教育委員会だけにとどまらない、保育所の関係もあるわけだから、町長部局と整合性を取りながら進めていく必要があると。それで、いずれにしても、認定こども園制度の導入も検討を行っていくんだと。やる、やらないというんじゃなくて、導入が可能かどうかも含めてその検討をしていくんですけれども、そういったことをうたっていると。もちろんそのためには、先ほど、検討するためにはその題材、材料が必要だと。その材料を見て、教育委員会としてどういうふうな方向づけがいいのかというのを教育委員会は教育委員会でやっていかなくちゃならないと。そして、今、町長部局で進めている、子ども家庭課といろいろマッチングといいますかね、協議、調整をしながら進めていく必要があると、そういうふうなことじゃないのかなと思うんですけれども、後藤委員、そういう考え方でいいんですよね。

○委員（後藤眞琴） ええ、基本的に総合計画というのはありますのでね。

○教育長（大友義孝） だから、今委員から言われた、できるだけこの資料を集めて、委員会と

して検討できるものを集めて、そして検討していきましょうと。ただ、それも、もう何か月も先の話じゃなくて、集められるものは集めて、ですから全部整ってから開始じゃなくてもいいと思うんですよね、集まったもので、そして集まったときにまたこれを追加してやっておくと、そういった部分なのかなと私は思ったんですが。

○委員（後藤眞琴） はい、今後も追加資料は、お願いするということもありますしね。

○教育長（大友義孝） はい。そういった考えなんですけれども、どうですか、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 今のお話、よく分かりました。

それで、やはり総合計画、あと子ども・子育て支援事業計画ですね、こういうものをしっかり踏まえた上で、その中身をしっかり見て、必要な資料を入手して、必要な検討をしっかりとやっていくと。先ほど佐藤委員からもお話ありましたけれども、いろいろな心配というか、いろいろな検討すべき、確認すべき事項があると思いますので、こういう計画を踏まえた上で、しっかりと教育委員会で必要な検討を進めて、その検討の先にどうしたらいいかというのが出てくるので、その辺をしっかりと進めてまいるというところだと思いますので、やはり教育委員会でしっかりと議論すること、協議していただくことは必要だと思いますので、今後、資料をしっかりとそろえて、協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これ、検討資料を作っていただいた、たたき台とか検討資料とかと書いているもの、数字は別として、現状とかある程度つかまえられる、把握できるものは網羅、入っていると思うんです。ただ、全くこれが要らないのではなくて、それを基に肉づけをしていけばいいのかなと思うんですけれどもね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 裏づけるものがあまりにも少ないというか、必要な情報がちょっと抜けている部分があると思いますので、その辺は資料をしっかりと次回お出ししたいと思います。

○教育長（大友義孝） はい、お願いいたします。

○委員（後藤眞琴） この子ども家庭課で作られた資料というのは、参考になるんですよね。ああ、子ども家庭課ではこういうところまで検討が進んでいるんだと。それで大丈夫なのとね、それは教育委員会で協議しなきゃならないと思うんだよね。そういう意味では、大いに参考になるんだと。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

留守委員、いかがです、その進め方。

○委員（留守広行） すみません、一回はどこかのところ、定例会であったと思うんですけども、すみません、私、忘れたのでおこがましいんですが、こういう計画に入っている、多分文言として、言葉として入っている、この検討資料が出てきたんだと思うんですけども、申し訳ないんですがその前にですね、こういう要綱、認定こども園制度のこういうのを協議に入りたいんだという、そういうような協議事項にのせていただければ、皆さんのほうも、ああ、あのときやったなと思い出されると思うんです。そして、じゃあ、後藤先生が言われたとおり、こういう資料、こういう資料というふうなのを事務局にお願いして、時間はかかりますが、次の段階から入っていけると思うんです。ですので、やっぱり時間のないところで事業を進めなきゃいけないということもあろうかと思うんですが、その協議に入る前に協議事項にのせていただいて、進めていただきたいというお願いでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

佐藤委員も先ほど言われていた部分も当然含んでくるわけなので、そういった進め方をしていきたいということでございます。

○委員（佐藤キヨ） あと、全然本当に1つ。11ページと12ページの参考①、②って、この幼稚園教諭とか保育士の配置基準って書いてあるでしょう、ありますよね。

○教育長（大友義孝） はい。

○委員（佐藤キヨ） それで、3歳児って、そのこども園になったら、どちらの基準になるんでしょうか。

○教育総務課主事（青山裕也） それでは、お答えします。

3歳児につきましては、先ほど、保育を必要とするお子さんと、そうではなくて教育を求めるところというところでちょっと分けさせていただいたんですね。それで、通常はここで分けた時点でこっちのお子さんのほうと、いわゆる保育側のお子さんと教育側のお子さんで、そもそも基準、これで分かれちゃうようになっている。なので、保育は保育のお子さんと、見られる職員の配置基準というのは、ここでいうと参考①番、教育のほうについては参考②番と、そこで3歳以上は基本的に保育と教育は分けているという考え方です。

○委員（佐藤キヨ） 3歳以上を分けるの。

○教育総務課主事（青山裕也） そうですね、3歳以上は。

○委員（佐藤キヨ） それじゃ、4歳児とかは、幼稚園……、4歳児も、またこう分けるんですか。

○教育総務課主事（青山裕也） 3歳から5歳というのは、これは……

○委員（佐藤キヨ） 発達段階に応じたわけではなくて。

○教育総務課主事（青山裕也） 3歳以上を幼児という扱いにして、保育の認定というのがあるんですね。この認定をして、保育が必要なお子さんは、この保育士の配置基準に照らし合わせて運営してくださいと。逆に、そうじゃない認定のお子さんというのは、ここで参考②番、幼稚園の設置基準に合わせてというところがあります。

ただ、さきほど、疑問の中にあるかもしれないんですけども、実際分けるほど人数ってそんな潤沢的にあるのかと。例えば、幼稚園のお子さん、実際、認定こども園へ入れてしまって、1学級をつくる、例えば35人以上が一斉に入るのかと。それに応じて、じゃあ保育のお子さんも30人って一気に入ることにはならないので、例えば、合同にすることってないものなのかということになるんですね。

○委員（佐藤キヨ） 何か難しいですね。

○教育長（大友義孝） 認定こども園というの、今までは保育園と幼稚園があって、例えば基準がやっぱり違うんですね。ここで明らかに違うのは、こちらで3歳児がいて、30人かな、こちらは保育士1人で30人まで見られますよと。幼稚園側のほうについては1学級35人以下に下さいよというのがあるんですね。これが1つの建物、1つに合体してしまったから、どうなるんですかってなると思うんですね。

単純に言えば、保育側で、保育要件が外れれば退所してもらわなきゃなりません。あなたは、保育の必要性が、もう基準要件がなくなったから、通常であればあなたは退所してくださいとなっちゃうわけです。ところが、認定こども園の場合は、保育枠じゃなくて教育枠で救うことができるだろうということなんですよね、今話しているのは。だから、こういうところも含めて勉強していかなきゃならないということだと思っので、資料を集めてちゃんとやっていかないとねということだと思っんですけども、いかがですか、佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 仕事、勤務形態とかで退所とかというのは、それは一番簡単、さっきの最初の説明で分かるんですが、その後、保育士1人に対して20人とかって、保育を必要、まだ本当に赤ちゃんに近いというか、いろいろ3歳児なんて、もう一人でばりばり何でもできるような子、トイレも何もできる子と、そうじゃない子とかいろいろいるから、35人ってどういうふうに分けるのかなと思ったんです。そこまでは、これ、書いているのか。

○教育長（大友義孝） そうですね、そこまでは書いていないですね。

○委員（佐藤キヨ） その点は分かりました。すみません。

○教育長（大友義孝） いえいえ。資料的に、疑問解消しないと前に進まないと思うのでね、一つ一つ解消していきたいと思います。

では、今の報告事項、いろいろご意見頂戴しましたが、以上のような進め方でいきたいということでございます。よろしいですか、委員の皆さん。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、事務局のほうも、よろしくどうぞお願いいたします。（「はい」の声あり）

では、ちょっとまた5分間休憩しますか。では、今度はあの時計で35分にします。ありがとうございます。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時40分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第8 報告第24号 新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） 次に、報告事項、まだ継続ですが、日程第8、報告第24号 新中学校整備等事業について、報告をさせていただきます。では、伊藤主事、お願いします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課、伊藤です。よろしくお願いします。

それでは、新中学校整備等事業についてということで、美里町新中学校開校準備委員会設置要綱について説明させていただきます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、配付資料の確認ですが、まず、美里町新中学校開校準備委員会設置要綱というもの、ホチキス留めでA4の片面印刷3枚のものと、A3のカラーの折り込みの美里町新中学校開校準備委員会の組織体制及び協議事項というものを配付させていただいております。

まず、ここに差し替え資料として、A4のホチキス留め3枚の新中学校開校準備委員会設置要綱を配付させていただいておりますが、資料配付後に内容をちょっと再確認していた際に気

づいた点がありまして、変更する必要があるが、当日の差し替えになってしまいました。申し訳ございませんでした。差し替え資料の変更点については2点ほどありますが、順を追って説明させていただきたいと思います。

まず、差し替え資料のほうですね、美里町新中学校開校準備委員会設置要綱のほうをご覧ください。

まず、こちらの要綱の第1条のほうですね、設置の目的について定めておいて、開校に当たり必要な事項を協議するためということで記載させていただいております。

次に、第2条では、所掌事務について定めておいて、新中学校の開校準備に関する、その他開校に関し必要なことということにしております。

次に、第3条で組織について定めておいて、委員35人以内をもって組織することとしております。また、委員については、第3条第2項各号に定めている町内小・中学校及び幼稚園の保護者、町内小・中学校教職員、住民、学校評議員、学識経験者、その他教育委員会が認めた者のうちから委嘱することとしております。

次に、第4条では、委員の任期を定めており、開校までの期間とすることとしております。また、補欠委員の任期については、前任者の残任期間とすることとしております。

次に、第5条では、委員長及び副委員長について定めておいて、それぞれ委員の互選によって定めることとしております。

次に、第6条では、会議について定めておいて、会議は委員長が招集し、委員長が議長となることとしておりますが、第1回目の会議に関しては委員長が選出されていない状態のため、教育長が招集することとしております。

ここで、差し替え資料の変更点の1つ目がありまして、開校準備委員会の協議結果の報告についての定義が要綱中にごさいますので、この第6条の第4項に「会議の協議経過及び結果は、教育委員会へ報告するものとする」という部分を追記させていただいております。

次に、第7条では、代表者会について定めております。差し替え資料の変更点の2つ目が、こちらの第7条第1項の部分で、変更前は、代表者会の委員は、委員長、副委員長、それから委員長が各検討部会から指名する委員により組織するということにしておりましたが、委員長が各検討部会から指名する委員ではなくて、「各検討部会が推薦する委員」ということで変更させていただきました。これは、代表者会と検討部会という2つの会議に出席しなければいけないという点がありまして、各検討部会を設置した後に検討部会内で話し合っ選出していただくほうが、委員長が指名を行うよりもスムーズに委員の選出ができると思ったため、変更さ

せていただいております。

次に、第8条では、検討部会について定めております。

それで、第7条、第8条、こちらの代表者会と検討部会について、それぞれの協議事項は要綱で定めているんですけども、A3カラーで折り込みしている配付資料をご覧くださいと思います。こちらのほうに組織体制と、あとは協議事項というものを図で示させていただきます。

まず、開校準備委員会は、教育委員会が設置を行い、協議事項の検討結果について報告をもらう形となります。また、開校準備委員会の中に検討部会と代表者会を設置するという事で、検討部会の委員については委員長が指名することとなっております。また、代表者会のほうについては、先ほども説明しましたが、委員長と副委員長、それから各検討部会から推薦する委員で組織することとしております。

それで、図に記載の構成員の内訳なんですけど、今後、委員の選任の際に変更となる部分も出てくると思いますが、現時点でこのような構成がいいのではないかと事務局の案を示したもになっております。この構成員の内訳なんですけど、当初は要綱の中で定めていたんですけども、例規審査の段階で要綱には記載しないことが通常であるということで指摘を受けまして、そのため、この構成員の内訳については内部資料として作成したこの図の中で示しているものでありまして、定めがあるものではないということをご認識いただければと思います。

それから、協議事項の詳細についての説明は割愛させていただきますので、ご確認いただければと思います。

組織体制と協議事項の図については以上となりますので、資料戻っていただきまして、配付資料の2ページ目ですね、第9条の部分となります。第9条で、委員会の庶務について定めておりまして、こちらについては教育総務課で行うこととしております。

次に、第10条では、補則として、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとしております。

この要綱については、本日付で告示を行い、施行することとなっております。

今後、委員の選任ですね、進めていきまして、新型コロナウイルスの感染状況やワクチンの接種状況などを考慮して第1回目の会議を実施する予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員会の設置要綱について、告示と同時に、提出したものから少し変更が出てしまったというところでございます。

以上、報告でございますが、委員の皆さん、何かご意見ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、もしなければ、これで進めさせていただきますので。ただ、あとは委員の選任ということになっていくわけです。具体的な部分はもうこれから進めていくということになります。新型コロナウイルスの関係もありましたのでなかなか進捗が遅かったという部分もあります。何か委員の皆さんから。こういうことでいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上をもって、報告第24号については、報告済みというふうにさせていただきます。ありがとうございます。

では、続きまして、日程第9、報告第25号 令和2年度会計における事務処理についてでございます。こちらの部分については、ちょっと秘密会にお願いを申し上げたいと思うんですけども、秘密会でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、これより秘密会ということにさせていただきます。

では、秘密会を閉じさせていただきます。

日程 第10 報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） では、これより公開の会議にまた変わりますが、日程第10、報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について、報告をさせていただきます。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、報告第26号に関するご報告をいたします。

着座にて失礼いたします。

まず、お手元へ事前配付させていただきました資料につきましては、前回、6月定例会議のその後に、教育委員の皆さんのご意見をいただきたいということでお話しておりました。その後、委員さんからご意見をいただきまして、内容の修正等が上がっているところございましたので、その内容、あと第1回の評価委員会を7月16日に開催させていただきました。その際に、評価委員会の方から微調整の内容がございましたが、追加修正点、多少あったところで、この2点を踏まえた上で、新たに今回報告案という形でお示しさせていただいたものと、今現状としての一番最新の情報というふうにご認識のほうをいただければと思います。

それと併せまして、7月16日開催の評価委員会の各評価委員、出ております、お三方いらっしゃいまして、こちらの各委員から現状としては個人の意見ベースで頂戴しておりますが、いただいたご意見を別紙2枚物のほうで、今回、事前配付させていただいております。

今回、この評価委員会としていただいていた個人ベースのご意見を、第2回の評価委員会で最終的に評価委員会としてのご意見にまとめる予定でございます。その上で、改めて報告書に反映のほうをさせていただいて、最終のところを教育委員会のほうでご協議をさせていただければという今後の予定ではございます。

現状としましては、今回事前配付させていただきました報告案のほうでございます。こちらですね、前回までは、60ページ以降を今現状入れていなかったのが前回の6月定例会の資料でございました。あとは、ちょっと参考までに、イメージをちょっとつかんでいただきたいというところございましたので、現状、評価委員会の委員からいただいた意見を、ここを入れたイメージでしております。入れるとこのようなイメージになっていくというところでございますので、そのようなところでぜひご覧いただければなと思っております。

もちろん、この内容につきましては、最終的に評価委員会としてのご意見を集約しますので、多少ここから少し内容を、これは委員会として入れるべきかどうかという議論をさせていただいて、最終調整させていただこうというふうには考えておりますので、その点ご理解いただければ幸いです。

もう1点でございまして、別途のスケジュール表を本日配付させていただきました。前回もちょっと類似のものを配付させていただいたものでございましたが、予定というところが多少あったので、そこを少し今回は更新させていただいております。本日が7月26日でございまして、今回お示しさせていただいたとおり、前回の16日に行いました評価委員会以降を踏ま

えて、現状での最新の評価委員の意見を入れております。

評価委員のご意見につきましては、ちょっと委員のご意向もございまして、7月議会までは個別のご意見を受け付けるようにということで、今現状、調整を図っているというところがございます。そのご意見につきましては、第2回を8月2日予定しておりますので、それまでに随時、意見の更新というのはしておる予定ではございます。こちらの内容を踏まえまして、8月2日の第2回評価委員会のほうで評価委員としての意見集約というのを行う予定でございます。

今後のところでございますが、こちらは今回のその他のところでお話出てくると思うんですけども、以降8月の、あくまでこれは候補として現状ちょっとお示しさせていただいたところでございます。教育委員会の臨時会のほうですね、その後にぜひお願いできればというふうには考えております。この場ではちょっと、委員さんのご都合等もございまして、こちらはちょっと最後にお話のほうを頂戴できれば幸いです。

それ以降の予定につきましては、前回お示ししたとおりの議会の予定でございますので、それ以降は特に変更等ございませぬので、一応、このようなスケジュールで今後、進められればいいのではないかなというふうには現状考えておる次第でございます。

中間報告という形で、以上となりますが、何とぞよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまで教育委員会では、中間の報告というのは一度もしてきたことはないんですが、今回初めて、委員の皆さんから個別の意見をいただいたということもあってお示しをさせていただいたと。あくまでも中間報告だということで見えていただいて、次の教育委員会では最終的な協議ということになりますので、まず事前資料ということでお目通しいただきたいというふうなことでございます。

今の時点で、どうですか、何か言わなくてはならない点、もしあればということでございます。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 何点かあるんですけども、まず、ちょっと僕、この前のときの……

○教育長（大友義孝） 中間の報告ですから、協議じゃないので、報告に対して何かありますかという。

○委員（後藤眞琴） ああ、報告。

○教育長（大友義孝） はい。協議は協議で次にやりますから。

○委員（後藤眞琴） ああ、これの。

- 教育長（大友義孝） ええ。
- 委員（後藤眞琴） はい、分かりました。
- 教育長（大友義孝） どうですか。
- 委員（後藤眞琴） 今の報告についてだね。
- 教育長（大友義孝） はい、そうです。

もう事前に分かっていることがあれば、この修正箇所というのは、やっていかなくないタイミングはどうしても出てくると思います。分かっている部分があったら教えていてもらっていたほうがいいんじゃない、かえってね。

- 教育総務課主事（青山裕也） そうですね、はい。事前にいただけるとよろしいのかなと。
- 委員（後藤眞琴） 協議は協議の部分でやるの。
- 教育長（大友義孝） 今日は、協議案件ないので。
- 委員（後藤眞琴） ああ。じゃあ、ちょっと……
- 教育長（大友義孝） うん、話しててもらったほうが良いと思いますので、はい。
- 委員（後藤眞琴） ちょっと、青山さん、うっかりして忘れていたんですけども、報告書の13ページ、教育委員会の会議運営状況集計表の出席委員の委員は、これ、4人の教育委員のことをいっているんですか。
- 教育総務課主事（青山裕也） 教育長を含めて5名のうちのということですよ。
- 委員（後藤眞琴） これ、教育長は、この教育委員の委員は、教育委員会を構成するメンバーは、教育長プラス教育委員4人です。そうすると、ここの場合の委員、出席委員というのは、教育長も入っているんですか。
- 教育総務課主事（青山裕也） 入っての4人です。お一方は欠席されていたので。
- 委員（後藤眞琴） これ、そうしたら、委員の名前、かなり誤解を生みますよね。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 多分、今のお話は、教育委員会は教育長と4人の委員で構成されているという基本のお話だと思うのですが、ここの13ページの記載につきましては出席委員となっておりますので、委員であれば委員は4人しかおりませんので、これに教育長が入るとなるとこの表記を変えとかそういうことをしなければならぬのかなと、今のご指摘を受けて感じるころではありますけれども、出席者という形なのかですね、こちらは発言者数とか発言回数とかという形になっている、傍聴者とかありますので、例えば出席者数ということであれば、教育長と教育委員ということで捉えられるのかなというふうには思いますので。

○委員（後藤眞琴） これ、最初に作ったときは、教育長も教育委員だったんです。ですから、5人となっていてよかったの。それをずっとそれで踏襲しちゃって、こうなっているんだろうと思うんです。ですから、そこをきちっとしないと。それはうっかりしていたところです。（「ありがとうございます」の声あり）

それからあと、細かいところで、このまとめというところありますね、新しい、先ほどのお話で報告ありました、60ページから、これは……、評価委員から要望があったところで、まとめのところ、これ、教育委員会は意見に答えていますよね。それについては、教育委員の意見を、僕、聞き逃したのかもしれませんがけれども、いつまでに聞かせてくださいということになっておりました。これ、いつまでになっていたんですか、本当は。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） これは、本当の仮々で入れたと。

○教育総務課主事（青山裕也） どうしても、仮の段階なので。

○教育長（大友義孝） 仮で上げているんでしょう、これ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 多分、こういう構成でということ。

○教育長（大友義孝） イメージだよ。

○教育総務課主事（青山裕也） はい、そうですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） イメージで。それで、まあ、イメージといっても、ある程度、事務局の整理で書いているので、質問は変わりませんので、基本的に。ただ、2回目の評価委員会で最終的には意見をまとめるということになっていますので、それに伴ってその回答をこのまとめに書いておきますので、それをしっかりご意見いただいて、ご協議いただいて、入れていくという形になると思いますので。

○委員（後藤眞琴） それは、今日でなくて。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 今日でなくて、今後ですね、お示しさせていただくという形になるのではないかなと。今度終わってからだな。（「でもいいですし、あと、そっちの……」の声あり）すみません、よろしいですか。

○教育長（大友義孝） はい、よろしいですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）

郎) いずれ、これはこれで見ていただいて、あと、今度の2回目の評価委員会の中で委員からの意見というのをまとめる作業をしますので、それで確定と、その意見はですね、形になりますので、今はそれぞれからいただいたものを取りあえず並べさせていただいておるので、次で皆さんで合議しながら、話し合いながらこういう意見にしましょうということをやりますので、それが出て、最終的にはそれに対する回答をつくっていくということになりますので、これは参考に見ていただいて、あとはこちらのほうでそれがまとまり次第、事務局としてのある程度回答案を付して皆様に見ていただいて、そしてご意見をいただいて、修正、訂正をしてまとめ上げるというような形で進めていければなというふうに思いますので。

○教育長(大友義孝) そういう形でいいですか。

○委員(後藤眞琴) はい。

○教育長(大友義孝) 佐藤委員。どうぞ。

○委員(佐藤キヨ) 小さなところなんですけれども、(6)学校給食における現場の1)、太いゴシック体と細い明朝体と、これ、意味があるんですか。

○教育総務課主事(青山裕也) すみません、何ページでしょうか。

○委員(佐藤キヨ) 61ページとか60ページ、この明朝体とゴシック体。これの違い、実は意味が。明朝、細い明朝。

○教育長(大友義孝) まだないでしょう、何も。イメージなので。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長(佐藤功太郎) ちょっとですね、まだざっと入れさせていただいていて、これもちょっと整合性が取れていない、特別これが違うからと……(「じゃあ別に……」の声あり)何かあってやったわけではないということ。

○委員(佐藤キヨ) そうなんです。はい、分かりました。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長(佐藤功太郎) ちょっとこの辺はそろえて、調整して出させていただきたいと。

○委員(佐藤キヨ) 私、訳あって出したのかなと思いました。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長(佐藤功太郎) ここの部分は、ないですね。

○教育総務課主事(青山裕也) はい、そのとおりです。

○教育長(大友義孝) 後藤委員、どうぞ。

○委員(後藤眞琴) ちょっとだけ感想を述べさせていただきたい。よろしいですか。

僕はこれまで、教育委員の一人として、この形で5回ほどです、教育委員会の自己点検・評価に携わってきて痛感させられているのは、点検・評価をできるだけ客観的にすることの難しさです。どうしても意識的、無意識的に自己弁護し、やっているように見せかけようとする力が僕自身の中でも働くからではないかと思っているんです。少しでも客観的 point 評価をしようと、子供たち、先生方、保護者、住民がどのように点検・評価するのだろうかと思いつながら、事務局でいただいた点検・評価の案を見ていますと、今年も自己弁護し、やっているように見せようとする、意識的、無意識的な力が働いているのがかなり見られました。その点に関しては、気づいたところを事務局にお知らせしております。

それから、この点検・評価の報告書の初めにも述べられていますように、「教育委員会の自己点検・自己評価」、これ、引用です。自己評価の目的は、点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことでもあります。また、自己点検・自己評価の結果に基づき、今後の取組の改善につなげるものでもありますので、この点検・評価は重要なものだと考えています。それゆえに、自己点検・評価はできるだけ客観的にするよう心がけていかなければならないと思っています。こういう感想を僕は、5回やったせいか、強く感じておりますので、これから案をつくる際には、よろしくお願いします。

- 教育長（大友義孝） 後藤委員から、今、感想ということで述べていただきました。やはり、自己弁護という言葉が出てきたんだけど、自分たちがやった部分を自分たちが評価するからそういうふうな現象があるのではないかと、もうちょっと内容をきつく、我々自身見ていなくてはならないだろうということですよ。ありがとうございました。
- 委員（後藤眞琴） いや、その内容よりもね、僕はそこが本当にできるのか、かなり難しいものなんですけれども、客観的に、もう自己弁護しないようにと頑張って。
- 教育長（大友義孝） そうですね、後藤委員から今言われた部分は最も大事なことであって、一つは、この点検項目がこれでいいのかということは永遠のテーマのような気がするんですね。全国の教育委員会を見ても、点検・評価、何やっているのかって皆違うんですよ、いまだにね。だから、そこを、我が町の教育委員会はこれだということで評価してきているから、そこを委員さんたちもそれでいいですよというふうに今までお認めいただいてきたわけですよ。だから、もしかしてその点検・評価の項目が合っていないんでないかというご指摘もいただくかもしれないです、今後ですね。
- 委員（後藤眞琴） あのね、教育長さんもお存じだと思うんですけど、前の自己点検・評価はひどかったですよ。それを、今の副町長が教育次長のとときに、いや、もうちょっと自己点

検・評価に値するようなものを考えましょうということでこういう形にしたんですね。ですから、それをもう一度検討するのは必要だろうと思いますけれども、これを作ったのは、前のような自己評価をやっていると、みんな、自己評価だから言い訳しているんです。自己点検・評価報告書、これですよ、5回目ですよやとね。これじゃ自己点検・評価にならないだろうということで、この具体的な項目を考えていったんです。それで、コンプライアンスでこういうこともやりましょうということによって、それを増やしていきましょって、まだ増やす途中なんですよ。今年も1つだけ増やしましたがけれども。そういう趣旨なので、まだ内容については、もうちょっと細かくしたほうがいいんですね。それは検討する余地はあるかと思いますがけれども。

○教育長（大友義孝）　そうですね、はい。点検・評価の項目いかににかかわらず、委員会以外の人たちにもいろいろ今見てもらっている最中ですから、そういったところを言ってもらいと、すごくこの点検・評価に値してくると思いますので。

○委員（後藤眞琴）　僕、感じているのは、正直言ったら、これ、教育長さんの評価なんですよ。ね。

○教育長（大友義孝）　そうです、その辺は。

○委員（後藤眞琴）　ですから、それを教育委員会の教育委員が、教育長さんに頼んでやっているものを自分たちが、教育長さんは本当にやっているかというような、教育委員会の運営をしているかどうかを、これをする事になるんですよ。

○教育長（大友義孝）　そうですね。法令点検を本来はやって当たり前のもので、やっていないければ法令違反ということになるんでしょうから。だから、点検・評価の項目というのはあえてそういった部分をつけているということですよ。

○委員（後藤眞琴）　そうです。だから、教育長さんから見たら、あんまり細かくやらないでほしいというのもあるかもしれませんね。

○教育長（大友義孝）　まあ、そうですね。まあ、そういう方もいらっしゃるでしょうね。

○委員（後藤眞琴）　だから、もうちょっと、住民の立場からしたら、もうちょっと突っ込んだことがあってもいいんじゃないかという見方もあるかと思うんです、もう少しね。

○教育長（大友義孝）　そうですね。教育委員会の権限に属する事務の点検は、権限がない者を評価する意味がないということです。そこをちゃんと、きちっと整理をして、権限を持っている者を評価するということですよ。

○委員（後藤眞琴）　そうです。だから、教育長さんに与えられた権限が、教育委員会の権限なん

ですよね。

○教育長（大友義孝） そうですね、はい。

では、そういうことで、今後まだ2回目もあるので、評価委員会の委員さん方も2回目、またありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、あと、これに合わせた教育委員会の臨時会の日程については、今日、後の部分で整理したいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、日程第10については、以上で終了させていただきます。

では、ここで審議事項に入らせていただきます。

○委員（留守広行） 教育長、すみません、所用で退席、許可願ひます。申し訳ございません。

○教育長（大友義孝） はい。では、留守委員、所用がありますので。

○委員（留守広行） 申し訳ございません。

○教育長（大友義孝） お疲れさまです。

じゃあ、暫時休憩します。時刻みませんので。（「申し訳ございません」の声あり）はい、お疲れさまでした。（「失礼します」の声あり）

では、再開いたします。

審議事項

日程 第11 議案第9号 令和4年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） これより審議事項に入ります。

日程第11、議案第9号 令和4年度使用教科用図書の採択についてでございます。議案といたします。

議案につきましては、お手元に、今日配付の部分になっているかと思っておりますので確認をさせていただきます。議案第9号の紙1枚ありますね、議案第9号 令和4年度使用教科用図書の採択と書いてある1枚です。それから、北部地区各教育委員会教育長殿というふうになっている文書です。これは5枚つづりのものです。それから、もう1点、ちょっと厚い、令和4年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）調査研究資料というものです。

この3点のセットになります。そこで、この議案第9号というふうにした紙1枚のものは公開資料ですが、それ以外のものは全部非開示資料ということになりますので、非開示期間が解

けないうちは取扱注意をしていただきたいと思います。

それでは、議案第9号 令和4年度使用教科用図書の採択について、提案理由の説明でございますけれども、令和4年度から使用する教科用図書の採択について、これは義務教育、小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき設置した北部地区の教科用図書採択協議会長から採択協議の許可通知がありましたので、法第13条第5項の規定に基づいて教科用図書の採択をするものでございます。これが議案を提出する理由になります。

令和4年度の教科用図書につきましては、経過をまず説明をさせていただきますが、北部地区の教科用図書採択協議会は、2市4町で構成されている協議会です。そこで統一した教科用図書を採択しようという目的で設置をされてございます。それを受けまして、来年度採択すべき、来年から使用する教科書でございますが、特別支援教育に関わる一般図書です。附則9条本と通称言われておりますが、これは毎年なくてはならない部分がありまして、その部分についての採択についての議案でございます。

まず、北部管内のこの協議会のほうで選定委員会という部分の委員さん方を選定していただき、さらに専門委員会という委員会を組織し、さらに小中学校のほうに照会をし、決定、照会した結果を受けて、美里町教育委員会は6月28日に協議会長のほうに報告してございます。つまり、一般図書の部分について、使用が見合わない図書はありませんということで、全部利用できますという形で報告をさせていただきました。採択協議会のほうでは、2市4町とも使用できない教科用図書はないという結果になりまして、その内容について専門委員会の委員代表から、21日だったんですけれども、説明がありました。その中でいろいろ見ていただくと、新しい図書もあったのですが、これは新しくなったものの中でもやはり必要性、とてもいい本だというふうな結果が、結果の報告までいただいたところでございました。

ただ、この一覧表の中の、ちょっと誤解を招いてしまうところがあるので、通知書のほうです、ね、6ページ、一番最後のページです。一番最後の表のナンバーの6番と7番という、これが中学校で使う9条本なんですけれども、「いちばんわかりやすい 小学生のための学習世界地図帳」となっていますよね。中学生が使うんですけれども小学生というふうになっておりますが、この小学生の部分を活用して中学校で使えるという意味でここに入っているということです。タイトルがこういうふうなタイトルになっているということです。何で中学校なのに小学校というふうにと言われる可能性もありますので、前もって説明を加えさせていただきました。

そういったところでございまして、議案第9号でご提示申し上げたいのは、美里町教育委員

会でさきに申し送りした、全部使える、不都合はありませんというふうに回答したものと同じように協議会長から通知がありました。したがって、今回はこれを全部使えますということについてお諮り申し上げるものでございます。

では、ただいまの出席委員、教育長含めて3名でございますので、採決取る前に説明をさせていただきます。

では、質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございますので、質疑を終結しまして、討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないというふうに思いましたので、直ちに採決に入ります。

議案第9号 令和4年度使用教科用図書の採択について、本案は原案のとおり承認したいと思っておりますけれども、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第9号につきましては、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

協議事項

日程 第12 令和3年度美里町議会8月会議について

○教育長（大友義孝） では、続きまして、協議事項に入ります。

日程第12、令和3年度美里町議会8月会議について行います。では、教育次長から説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） では、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、事前にお配りしている美里町議会8月会議についてというもの、あとは本日お配りした議案第13号 美里町一般会計補正予算というものです。本日お配りしてい

と思うのですが、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、事前にお渡しした資料でご説明をさせていただきます。

8月会議が、8月の4日に開催されるということでございまして、今回、一般会計補正予算を計上したいというふうに考えてございます。

その内容につきましては、ここに書いてあるように、まず（1）でございまして、小牛田小学校の給食室の回転釜、これは平成2年度に購入したものでございまして、専門の業者が点検したところ、釜の内側ですね、表面に傷がございまして、2枚目ですね、ちょっと白黒で申し訳ないのですが写真を載せておりますが、ちょっと黒くなっている部分ですね、こういう形で表面の剥離ということで、こういう状態ですので交換する必要があるということでございまして、今回これと併せて2枚目の裏面ですね、ちょっと見づらいなのですがガスの配管ですね、こういう部分も大分劣化しておりまして交換が必要だということでございまして、これを更新するための予算を計上したいというところでございます。それで、要求金額が55万5,000円ということで、本日お配りしたものの一番最後のページになります、14、15ページでございまして、小学校給食事業ということで回転釜購入費55万5,000円ということで載せていて、これが実際予算書になりますので、こういう形で計上したいというところでございます。

あとは、もう一つが（2）でございまして。令和3年6月4日の暴風によって、南郷学校給食センターの北側の上部にあります換気口の網戸10か所が破損したということでございまして、これも修繕をする必要があるということでございます。一番最後に、ちょっと分かりづらいのですが（2）と右上に振っておりますけれども、網戸の部分の換気口の一部が外れていたりしている部分が写真の下の部分でちょっと分かるかなと思うんですけれども、固定しているものが風によって取れてしまったと。こういう部分がありまして、10か所ほど修繕が必要だということで、費用が22万5,000円かかるということでございまして、今日お渡ししたもののほうを見ていただきたいのですが、14、15ページですね、これの下の部分、南郷学校給食センター施設管理、修繕料ということで22万5,000円と。この2つを補正予算として計上をするというようなところでございます。

それで、企画財政課のほうと協議しながら、この補正予算については対応してまいってきておりまして、先日ですね……、21。（「ですね、はい」の声あり）先週ですね、21日付で教育委員会に対して、こういう予算の内容でいかがかと、意見をいただきたいということで文書を頂いているということでございます。本日お配りしたのは、企画財政課から示された補正予

算の補正予算書でございます。よろしければ、この内容で補正予算を計上させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

いかがですか、補正予算の部分で。よろしいですか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、異議なしということで、回答と同時に、よろしく願いしたいと
思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）
分かりました。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） それでは、次に移ります。

日程 第13 美里町就学援助制度について

○教育長（大友義孝） 日程第13、美里町就学援助制度について、協議させていただきます。
では、教育次長からお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）
それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきたいと思います。失礼いたします。

本日、以前にお渡しした資料をお持ちいただきたいということでアナウンスをさせていただいておったのですが、今日は、令和3年5月28日の教育委員会定例会でお配りした、文部科学省の就学援助実施状況等調査結果という資料がございまして、これと内容が大分似ておるのですが、以前お配りした、『『子どもの貧困』と就学援助制度の動向』ということで横山純一さんがお書きになった論文、これを基に説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず、文部科学省の資料をご覧いただきたいと思います。これは、国のほうで毎年調査しているものでございまして、これを見ると流れがよく分かるのではないかなと思って
おります。

まず、めくっていただいて、裏面でございますが、要保護及び準要保護児童生徒数の推移ということでグラフが載っておりまして、全国のこの状況ですね、援助率というところでござい

ますが、全国ですと、令和元年度のデータでございますが、14.53%の方が援助を受けているということでございます。美里町においては、令和元年度で12.10%、それで令和3年度のデータでいきますと11.04%というような形になっているというところでございます。

就学援助を受けておられる方につきましては、前回もお話ししているのですが減少しているというところでございまして、これは児童生徒の数より認定している人の数の減少が大きいということで、受けている方が減っているというようなところで前回もお話しさせていただいたのですが、この理由につきましては、経済状況の変化、家庭状況の変化によるものであるというふうに思われるのですが、現時点では詳しい理由については、内容については把握できていないというようなところでございまして、なかなかこれも把握するのが難しいかなと思うのですが、そのような状態になっているというところでございます。

それで、前回も話題になったのですが、就学援助制度の周知状況でございます。この資料によりますと、大分小さい字で左下のところに、今どういう形で周知しているかというようなものが5つほど載っているというところでございます。

我が町の周知状況をお話をさせていただきますと、毎年4月に学校を通しまして、就学援助制度のお知らせというものを全ての児童生徒の保護者に対して配布して周知をしているというところでございます。

申請様式につきましては、各学校に備え付けているというところでございます。それで、この申請様式につきましては、既に受給なさっている方の場合は、これは個別に配付ということで、それぞれに配付しているというような状態でございます。

あと、申請につきましては随時、必要なときに申請してもらえよう、随時受け付けているというところでございます。

あと、周知の中で、ホームページのところに就学援助制度のお知らせについては掲載させていただいているというところでございます。

あとは、新入学の準備金というところも美里町で対応しておりまして、これは入学する全ての児童生徒の保護者に対しまして1月に入学通知を出すのですが、その入学通知と併せて全ての保護者の方に対して通知をしているというようなことで、そこで希望をいただいて、入学する前に準備するという必要もありますので、3月に支給をしているというところでございます。

それで、あとは就学援助制度ということで、資料の4ページ目ですかね、ご覧いただければ

と思います。右下のほうにページ数が振っておりまして、4というふうに書いておりまして、その上の部分になりますが、令和元年度就学援助制度というものがございまして、ここに認定基準の主なものというところが載っております。美里町におきましては、この主なものの2段目、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものというものの以外は、全て基準として現在載っております。これ以外でも基準がございまして、生活福祉資金の貸付を受けているという項目と、あとは失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方というのも対象にしているというような状況でございます。ここにある、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものというところにつきましても、これは我が町では条件にしていなくてというところでございます。条件というか、基準にしていなくてというところでございます。

それで、この矢印で抜き出しというところで、これが全国的な自治体での対応ということでございまして、1.1倍以下から1.5倍超というところで書いてございまして、これを見ていくと1.3倍以下というところが一番多いというところになっておりまして、令和元年度であれば実施している自治体の40.9%というようになっているところだと思っております。

それで、下の部分でございます。就学援助制度、現在、我が教育委員会でいろいろとご検討、ご協議していただいているところですが、全体的に見ますとこの太字の部分ですね、援助単価引き上げということを見直しで変更してやっているのが764市町村と。これは、毎年国のほうで援助単価というのが示されます。それで、その単価に合わせて我が町でも改定していると、国の基準に合わせてということで予算化をして支給をしているというようところでございまして、単価が引き上がれば引き上げるというような形で対応しているというところでございます。

あと、2つ目が、援助費目拡大、これを実際にやっている市町村が212市町村があると。今まさに検討いただいている部分であるのかなというふうに思っておるところでございます。

大体流れとしては、以上のところをまずはご説明をさせていただいてというところでございます。

それで、一番最後のページですね、これ、ずっと参考資料のほうになりますけれども、一番最後の紙の前の表面ですね、これに要保護児童生徒援助費補助金予算単価というものがございまして、ここに品目が書いてあると。これは、国が定めている要保護の部分の基準ということでございます。それで、この右側のクラブ活動費から、あと生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費と、この部分が後から追加されている部分ですが、これにつき

ましては美里町については費目としては入れていないものになるというところでございます。

それで、前回、ある程度今回ご協議いただいた上で、あとは事務局のほうでその案をお作りしながら、それをご協議いただいてまとめていくというようなところでもございましたので、本日は、まず周知方法についてというところと、あとは今の基準にない部分ですね、その基準にない部分についていかがしていくかというような部分と、あとは対象となる費目ですね、これをいかがするかというような部分につきましてご協議をいただきたいなというふうに思っております。

あともう一つ、先ほどお話しした資料ですね、『『子どもの貧困』と就学援助制度の動向』というものがございますけれども、これにつきましては、私、今概略をざっとご説明をさせていただきましたが、ちょっと資料につきましては古いところもあるのですが、大分細かく内容について記載をされていて、あと基準ですね、係数を幾ら掛けるとかというところもあるのですが、生活保護の捉え方ですね、例えば世帯数が何人とか、その家庭環境によっても変わっていくというようなところもありますし、細かくいろいろ見ていかなければならないところ、今後、事務局のほうでもいろいろ資料を確認しながら進めていかなければならないところがございしますので、本日はまず大きいところというか、今後の検討の方向性につきましてご協議いただければよろしいのかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、いろいろ説明をいただいて、委員の皆さんもこれを見ていただいていたと思うんですけども、どうぞ、自由な発言をお願いしたいと思っております。佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） 今日、このことについて話合いがあるというので、私いつもずっと前から、広報みさと、皆さんも町民なのでご覧になっていると思うんですけども、ここにずっと前からフードバンクへという項目があるんですよね。それで、いろいろなものを寄附して、それを必要な人にあげていると思うんですけども、フードバンクにどのくらいもらいに来る人がいるのかなと思ってちょっと聞きに行ってみたんですね。この4月から7月までで、どのくらいもらいに来たと思いますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 300人ぐらいですか。

○委員（佐藤キヨ） いや、そんなにはいかないんですけども、日中だから。それで、78件、もらいに来たそうですよ。それで、来た人はやっぱりひとり親とか、母子家庭とか、それから

そうじゃない人も、もちろん来たそうです。それから……

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） すみません、よろしいですか。（「はい」の声あり）お聞きしてよろしいですか。これは、1回のみという。

○委員（佐藤キヨ） トータルというか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） トータル。延べということですかね。

○委員（佐藤キヨ） そうですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 分かりました。すみません。

○委員（佐藤キヨ） 同じ人もいると思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい、分かりました。すみません、ありがとうございます。

○委員（佐藤キヨ） あと、教育次長さんが何回か言った、準要保護とかの申請が増えていない、人数が減っているのもあるけれども増えていないというのは2回ぐらいは言っていましたね。それで、そこら辺もちよっと聞いてみたんですね、もっと来るのかなど。そうしたらば、貸付けの申請はそこでやっているそうですね、社協で1回200万円とかの貸付け。それで受付期間が令和2年の3月25日から令和3年の8月31日までで、通った世帯が106世帯あるそうです。

それで、私もこれはちょっと、1年後ぐらいからかな、返すとか言っていたような気がするんですね、返済。ただし、ここに借りにきても、1万円ずつ返さなきゃいけないというので、200万円借りて1万円ずつ返していたらばとても、ものすごい、何十年かかるわけですよ。ただ、1万円を返すのにどうしようって迷って、1万円返すのは大変で、1年後にどうなるか分からないと言って借りないで、帰っていく人もいますって、結構。だから、本当に大変な人がいっぱいいるなと思うんですね。だから、なるだけ、予算はないけれども、今この町内で、インターネットじゃないけれども、そういう教育とかも取り入れて、ネットにつなぐのにどうするかとあって、前にも話出ているところと出ていないところがあるというので。だから、そういうのを考えると、そこら辺とかなるべく出してあげられるように。

それから、やっぱりあと一つ思ったことあるんですけれども、こども食堂。あれもやっているそうなんですよ、美里の駅東で。県からの補助もあるとか言っていたと思うんですね。それ

で、1か月に一遍やっていて、金曜日に。ところが、それをあまり大っぴらにしないのはなぜだと思いますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）　あまり増えるからですか。

○委員（佐藤キヨ）　じゃなくて、それを知られる、来ていることを知られるのをものすごく恐れているの。だから、この地域では、その生活保護とか、準要保護とか、そういう申請に対するハードルがうんと高いみたいです。

それで、1週間に一回、勉強会をやっている。多分、阿部先生はよくご存じだと思うんですけども、この管内で4か所だか、金曜の夜に。親の経済力によって塾に通えない子とかやっぱりいるわけですよ。それで、その金曜日に要保護と準要保護を対象とした勉強会をやっているそうなんです。ただし、夜だから、小中学生一緒だけれども、親が連れてこないといけないわけですね。そこでまた利用したくても利用できない子がいっぱいいるわけですよ、実際問題として。塾に行けない、利用したい、でも行けない。だから、結局、教育格差があるということですね、起きちゃっているの、そのこども食堂も、国、県からのちょっと資金援助は受けているようなんですけども、そういう実態とか、結局利用できない人がいっぱいいる。だから、せめてその文書の書き方は、うんと気をつけて書かないといけないと思いますね。

私たちができることって、そこ、そこがあまりお金かけないでできる部分だし、だから、本当に係の方、もちろん私たち、見せられたら考えますけれども、結構ハードルが低い、福祉に関わる人たちのお手本になるような書き方の区分けがある、沖縄とかなんかそういうのがあるみたいで何かで見たことあるので、ネットとかで調べるとそういうのも分かると思いますので、そういうのを参考にするとかして、ぜひとも申請しやすいようなものを作っていただきたいなと思います。以上です。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございました。

どれだけの、できる限り援助をしていきたいという今のお話だったと思うんですね。どこまで、どのような形でという部分を煮詰めていかななくてはならないので、少なくともあれもこれもというよりも、文部科学省で定めた部分で、美里町、南三陸町さん以外はまだなっていない部分ね。だから、せめて、例えば文部科学省で示したその対象となる項目、それはやるべきだろうとか、それから今委員が言われるように、案内する部分ももっと気をつけて、利用しやすいような文面にすべきだという部分はもっともだと思いますし、あとは大きく言うと、基準がそれでいいのか、対象項目じゃなくて対象者のほうも今のままでいいのかという問題も

出てくるから、だから、その辺になってくると、じゃあ何人対象がいて、こういうふうにすれば何人で、こういうふうな制度にすれば何人でといろいろ変わるわけですよ。そこまで追求していくのにはかなり調べていかないと駄目だと。ただ、社協さんがやっているような部分については、当然参考にすべきだなと今感じましたしね。

どうですか、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 僕も基本的には、この就学援助を受ける資格のある人は、本当に気楽に、ためらわずに受ける、申請なんかはね。それから、そういうことが分からない人たちにも分かるように、それをまずして。それから、この認定基準ですね、これも、先ほどありました、文部科学省では1.2から1.3ぐらいだとか、それから多いところで1.5倍、それからこの横山先生のところで2倍以上になっているところがあるとかね。ですから、それはもちろん、ましてや財政的な部分もあるでしょうけれども、できるだけのことをするようにしていったらいいんじゃないかと、ずっと同じ意見なんだよね。

例えば、今、美里町で準要保護の人がこれだけいると。そうすると、次に広報とかで本当に周知徹底して、それから申請者はこのA4でこういう形で、できなかつたら町のホームページからダウンロードもできますよというような形にすればある程度増える。そのある程度増えるのを、今プラスアルファという形で、それが幾ら増えるか計算して行って、その計算でもうどうしようもなくなるようなことをするよりも、ある程度加える、それをそのプラスアルファという形でやれば概算は出てきますよね、それを基にやる。そのときに、できるだけその費目、文部科学省で決めたのでいいのでなくて、子供たちが就学しやすいような、それから勉強もできるようにすると。例えば、先ほど次長さんの説明で抜けていましたけれども、文部科学省のこの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について、しているところもあるんですよ。

○教育長（大友義孝） そこは、ちょっと……。

○委員（後藤眞琴） うん、だから、そういうことを本当に、教育委員会は子供の教育のことを考えるんだったら、ぜひともしていかなくやならないはず。これは、学校教育支援員さんの協力の上でね。

○教育長（大友義孝） 今、委員のご意見ということでお伺いしているんですけども、一番分からないのは、新型コロナウイルス云々かんぬんとよくあるんですけども、それがどうやってつかめるんだということです。例えば、一番分かりやすいのは住民税でどうなるかって、仕事をしている人が新型コロナウイルスの影響で職を失ったとかですね、給料が下がったとか、

下がったというのは去年みたいに勤務が、休んでくださいというふうな日程があったわけですよ。だから、それらがみんな影響して、じゃあどうやってそれをはかるんだということになると、個別で見なければならぬ、そういうふうなことも出てくる。ただ、それが新型コロナウイルスの援助制度の部分で単純に漠然と書いているわけですよ。調べないとこれはどうしても判定ができないところも出てきているので。

○委員（後藤眞琴） 今、新型コロナで制限もかなり緩和されていますね、それで受給する人も増えている。

○教育長（大友義孝） 減っているんだという部分が、じゃあ何でその減っているんだというのをはかるんですかとなったときに、どう、何で見るのかと。

○委員（佐藤キヨ） 嘘がないということで、やっぱり難しい……

○委員（後藤眞琴） そこは、善意に取って、自己申告をして、そこで判断する。あるいは、うそはあるかもしれませんよ。だって、キャリアがあんなうそついているからね。

○教育長（大友義孝） 自己申告をもって可とするというのは、実態に、なじまないような気がするんですよ。

○委員（後藤眞琴） 疑えば切りがないんですよ。だから、困っている人がいるのが現実だと思うんですよ。こういう人たちを教育の面から援助していくんだと。

○教育長（大友義孝） 困っていない人も、そうでない人も、いずれにしても全員が分かるようにご案内はしなくちゃならないでしょうと、それは一番前提ですよ。こういうふうなものが対象になりますと、こういうふうな人も対象になりますということ、こういうふうな制度を知っていますかと、ああ、分かっていますよというのがまず第一だと。

ただ、じゃあそれをどうやって判定するか。申請は、じゃあみんな対象にしましょうと、うちでも困っているんだと申請してもらって、そうやって判定していくわけですよ。その際に、学校に申請書を出すのがちょっと恥ずかしい思いもするから、じゃあ教育委員会に直接でもいいでしょうということなんです。こういった部分を全部組み立てていって、これでどうしようかという部分で委員会で協議したいんだということなんです。今のは。だから、今そこまでの前段の部分で、基本的な部分でどうしたらいいでしょうかと。やっぱり結論は今言ったように、できる限りのことをしてやりたいというのが委員の皆さんの意見だと思うので。

○委員（後藤眞琴） ですから、教育次長さんのお話にあった準要保護認定基準、これを緩和していくんだと。それをどこまで緩和するかというところを話し合うんですよ。

○教育長（大友義孝） そうなんです。その部分です。

- 委員（後藤眞琴） 緩和をしていくんだという大前提に立って、協議を進めるんでしょう。
- 教育長（大友義孝） 緩和をしていく必要があるのかどうかという部分は、あるというふうな認識で多分おっしゃっているんだと思うんですけれどもね。（「ええ」の声あり）これは、委員さん方のご意見を頂戴しながら煮詰めていかななくてはならないんですよ。だから、この準要保護の部分というのは、もう国費ではないのでね、町費になるので、そこをどうしていくかということですね。
- 委員（後藤眞琴） 対象範囲をできるだけ広げていくんだと、そういう方向性を持って進めていく。そのときには、当然、財政が絡んできますから、それで町長部局とも話し合うことになるんですかね。
- 教育長（大友義孝） そうですね。
- 委員（後藤眞琴） でも、教育委員会としては、子供たちの教育の面ではね。
- 教育長（大友義孝） では、基本的な部分は、とにかく教育委員会として、まず準要保護。要保護の部分については、生保経由で決まっているものだからいいですけれども。
- 委員（後藤眞琴） うん、それはもう。
- 教育長（大友義孝） ただ、準要保護の部分に関しては、やっぱり拡大していく必要があると。それで、ちゃんと要件も、できる限り緩和できる方向で案を絞っていくというふうなことでよね。（「ええ」の声あり）
- じゃあ、そういった部分で案立てる、立てていく話だよな。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。それで……、よろしいですか。（「はい」の声あり）
- 例えば、今の基準でいけば、この論文の28ページに一例ということで載っております、生活保護の基準というのが、基準額がこういう形でありますよということで、ここに出ているものが年額としては総計で152万9,310円、これが基準だと。ここの例の場合は1.2倍にしていると、この例はですね、そうすると183万5,172円まで拡大されると。そして、この上にある表の世帯につきましては、152万9,310円、基準よりは高いけれども、この倍率を掛けていくと該当していくというような例を示したものであると思ひまして、これについてはあと事務局のほうで、どれぐらい増えるんだというのが、これ、想定するのが非常に難しい部分があるので、どうやって想定するかというのがあるのですが、実際、大崎市はこの係数を掛けるということをもう取り組んでいるということもございますので、ほかでもやっている自治体があるというところだと思いますので、そういうところに聞きながら、どうい

形で見込んだらよろしいのか、そういうのをアドバイスいただけると思いますので、その辺についてはちょっと事務局のほうにお時間をいただいて、調べさせていただければなというふうに思いますので。

○教育長（大友義孝） この今言った例というのは、若干上回るんだけど、1.2倍することによって基準内に収まるから該当するという意味なんだよね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね、これはそういう意味ですね。

○教育長（大友義孝） そうだね。ただ、その判定基準の捉え方というのは人まちまちだから、1.2倍がいいのか、1.3倍がいいのかって、何か雲をつかむ話なので……（「そうですね」の声あり）今取り組んでいる自治体もあるから、そういったところに聞き取りをして、それでやっていくという、やってみたいと思うんですが、いいですか、そういう形で。

○委員（後藤眞琴） はい。できる限り、最初のように、そこはきちっと踏まえた上でね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（後藤眞琴） 1.2倍が絶対で、もうそれ以外じゃ駄目だなんていうようには考えないでくださいね。

○教育長（大友義孝） うん、そうですね。

○委員（後藤眞琴） できるだけ、ええ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね、この論文の中でも、多いところだと、最も高いところで2.6倍とかですね、すごく大きいところがあったりしています。

いろいろちょっと調べてみて、どういう形で実際やられているのか調べてみてですね、いろいろなケースがあるみたいですので。

○教育長（大友義孝） まあ、2.6になってくると、全額も無償化しているんだろうなと思ったりするけれどもね。

○委員（佐藤キヨ） 母子世帯はいいんじゃないか、児童福祉の観点で。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね、母子世帯だとそうですね。

○委員（後藤眞琴） 教育長さん、町の子供、子供は町の宝だと、町長さんがおっしゃったのだから、これをもう粗末にするなんて、あってはならないことですからね。

○教育長（大友義孝） そうですね。就学援助から全額無償化というふうなところの取組とか、

各全国にはあるのかもしれませんがね。まあ、そういったことでちょっと、学校給食の負担だけにとどまらず、就学援助制度全体にということで教育委員会も考えてきたわけですからね。

じゃあ、そのような方向でちょっと調べさせていただきまして、案もお示ししながら委員の皆さんと意見交換して、教育委員会としての方向づけをさせていただく。その上で、財政が伴うわけですから、総合教育会議という形にも当然なってくるという段取りでいきたいと思いますので。

○委員（後藤眞琴） できるだけ複数案をお願いします。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

○教育長（大友義孝） 教育次長、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 確認ですけれども、まず、周知方法につきましては、しっかりと行き届くようにしたいというところがございます、その工夫につきましても、検討させていただきたいと。

あと、ホームページにも様式なんかは現在上げていないので、様式なんかもホームページにも載せたりとかですね、いろいろと改善する余地がありますので、その辺も事務局のほうで進めさせていただきたいと。

あと、文面につきましては、やはり利用しやすいというんですかね、より利用しやすいような文面、軟らかい文面というんですかね、そういうものを来年度に向けてしっかりと検討してまいりたいと、今の文面をいろいろ見直しをしたいというふうに思っております。

あとは、準要保護の費目ですね。これにつきましても国のものがあるのですが、あとはもしご意見の中で、こういうものもあるのではないかと、例えば貧困からの部分で生理用品の部分もありましたけれども、何か例えばこういうものもあるのではないかとこのところがあれば、これもご意見をいただければそういうものも含めながらですね、事務局のほうでもこの以外に何かあるかというところは調べてみますけれども、もしそういうようなご意見があればいただきたいというふうに思います。

○委員（後藤眞琴） この横山さんの論文にあります、コンタクトレンズ、出しているところがあるけれども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね、独自でというのですよね。

○委員（後藤眞琴） はい。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） というのもありますので、その辺も含めて、検討かと思っております。

あとは、先ほどの係数のどれぐらい掛けるかという部分ですけれども、まず一つはいろいろ調査を、実際やっているところの調査を進めさせていただきまして、あと想定をしなければならぬので、その想定の方方も検討したいと思います。

○委員（佐藤キヨ） 本当の部分ですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 影響ですね。例えば今、全国的に一番多いのが1.3というのがありますけれども、例えば1.3掛けた場合にどれぐらい増えるのかというんですかね、対象者が。そういう部分、例えば1.5掛けたらどうなんだと、2掛けたら例えばどうなるんだとかですね、そういう部分を想定しないと、お金も出していかないとなかなか検討が進まないと思いますので、費目を増やす分については、国の部分ではある程度もう明確に金額出ておりますので、現在の対象に掛ければそのまま出てきますので、それについては難しくないのですが、ちょっと係数を掛けてと、生活保護の数に係数を掛けてとなりますと、いろいろと検討しなければならないところがありますので、これにつきましても次回までにしっかりと整理しながら事務局案をつくらせていただいて、それをたたき台に進めるというようなところでよろしいでしょうかね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでよろしければ、それで進めさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） じゃあ……、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） そういうことで、よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） よろしいですね。（「はい」の声あり）

じゃあ、そのような形でお願ひといいますか、進めていくということの確認をさせていただいたということです。

では、次に移ります。

日程 第14 第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて

○教育長（大友義孝） 日程第14、第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについてでございます。この件につきまして、次長から、協議事項ですね、お願ひいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、資料につきましては、事前にお配りしている、(案)と上に表示してあるものでございまして、パブリックコメントの結果の扱いについてということで、これはパブリックコメントに対する意見への対応ということで、これは前回の教育委員会で事務局で案をつくって、それを見ていただいて、そして今回のこの定例会で確認をさせていただいて、ご回答申し上げますというようなところで作成したものでございます。

それで、訂正をお願いしたいのですが、裏面の一番上の行でございます、「第2期計画計画案」ということで「計画」が2つ入っておりますので、ここの部分、1つ「計画」を取って「第2期計画案」ということでご訂正をお願いしたいというふうに考えております。

この内容でよろしければ、回答したいというふうに考えておりますので、ご協議のほどよろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この回答案について、特段、委員の皆さんから申出はなかったというふうなことで……。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） すみません、1点ですね、裏面の質問6への回答というところでございます。この回答で、「質問5で回答いたしました、法令違反ではないと考えているため」という部分でございましたが、「法令違反に当たらないと考えているため」という形に修正ということでお話をいただいておりますので、そのような形でいかがかなと。「法令違反に当たらないと考えているため、報告はしておりません」と。

○教育長（大友義孝） なるほど、はい、分かりました。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） お願いいたします。

○教育長（大友義孝） ということで回答をするということで、今までこの回答案をつくってきたんですけども、最終確認ですけども、これを回答するというところでよろしいですね、この部分でね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長 じゃあ、そういうことで回答を申し上げるということにさせていただきます。ありがとうございます。

では、協議事項は以上でございます。

その他

○教育長（大友義孝） では、これからちょっと、その他に入ります。

その他、まずここには4つほど挙げさせていただいておりますが、そのほかにもちょっとありますので、まず1つ目、文化財の関係で、教育次長からいいですか。お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、前の教育委員会で、十王山の公園ですね、すぐ近くにございますけれども、その公園の管理というか、それについて担当のほうから以前お話をさせていただいて、それについては文化財保護委員の意見をしっかり聞いて、そして対応すべきであるというご意見をいただきましたので、先日開催された文化財保護委員会でご意見をお聞きいたしました。

それで、文化財保護委員会の意見といたしましては、史跡公園というふうなものではないと。やはりそういうものに指定するとか、そういうことについては無理ではないかというお話でございまして、公園として管理していくべきではないかと、一般の公園としてということまで話がありまして、それで当然、天然記念物ということで、槻ノ木ですね、あるのですが、基本的には公園管理の一環で対応していいのではないかと。ただ、当然、それに手をつけるときは、教育委員会と協議をして、そしてやるということが前提であると。

公園として管理してもらったほうが、当然予算もですね、例えば建設課で公園管理しておりますけれども、いろいろな樹木を切ったりとか、いろいろな対策する費用につきましてもある程度予算化をしていると。ただ、教育委員会の場合はそういう予算を置いていない、その1本だけで予算というわけにはいかないのです、ご意見といたしましては、やっぱりそういうある程度の予算があって、弾力的に素早い対応というんですかね、何かあったときにできるので、ただ、それは教育委員会と連携しながらそれに当たっていく、対応していくというような形が望ましいのではないかとということなので、文化財保護委員の意見といたしましては、一般の公園として管理をして、そして天然記念物がありますけれども、それについてはもう管理も含めてある程度していただいて、ただ、その管理に当たっては教育委員会としっかり連携して、何かあればご意見をお聞きするとか、急遽の場合は電話とかですね、そういう場合の多分対応になるかもしれませんが、教育委員会とコンタクトを取っていただきながら管理を進めていくという形がいいというお話をお聞きいたしましたので、そういう形で今後、協議を町長部局と進めてまいればなというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） さきに、文化財保護委員さんたちの意見を聞きましょうというふうにお話を頂戴したので、今、次長が報告したとおりです。町長部局と協議していきますので。

2つ目です。2つ目については、行政文書開示請求の関係です。資料にありましたよね。（「はい」の声あり）次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

教育総務課長宛ての総務課長からの、行政文書開示請求に係る決定等について（依頼）というものでございます。情報公開請求がありまして、2枚目以降、3つの件に関しまして公開請求があったと、開示請求があったというところでございます。

まず、1つ目が、まちづくり会議のほうからいただいているというところでございまして、請求する文書の内容につきましては、美里町学校教育審議会答申書（平成26年3月）について、「一つひとつ」点検した結果と、これを示す文書ということで請求をいただいているというところでございます。

2つ目が、これは個人の方からということでございますが、ここに書いてあるように、平成26年3月から平成28年6月までの教育委員会定例会及び臨時会の議事録のうち、「学校教育環境整備基本方針について」を議題としたもの。ただし、開催日が次のものは除くと。ここに記載ある以外のもので、あれば開示してほしいというようなところでいただいているというところでございます。

それで、3つ目が、これは会社からですね。これはコピー機に関するリースをやっている会社だと思いますけれども、ここからですね、これは町長部局のほうにも、その他のほうにも出ているのですが、ここにあるようにコピー機賃貸借業務の入札仕様書を開示してほしいということで、この内容を見ていろいろ調べたいというようなところだと考えております。

この3つの請求をいただいておりますので、内容がですね、趣旨が理解、しかねるような部分もありますので、確認をして対応させていただきたいと。申請者本人のご意向を確認して対応しないと、ちぐはぐになってしまうと困りますので、確認しながら事務局のほうで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） それは開示するんだという方向性を持って対応するという理解でよろしいんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そのとおりでございます。

○教育長（大友義孝） そうですね、あるものはあるし、ないものはないということなわけで。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） そのところでしか回答できないと。資料の準備はできないし。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） この文書とですね、こちらで、何ていうんですかね、すぐ分かるような形で出てくればすぐ対応できるのですが、広い意味でというか、そういう形でいただいたりすると、何を求めなのかというところが明確に分からないところがありますので、その点はもう請求者に確認するしかないかなと思っています。

○委員（後藤眞琴） よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） よろしく申し上げます。

では、次はですね、3つ目は、ドリルの関係か。ICTの関係ですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、引き続き、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料は今回は準備しておりませんが、まず、現在、紙のドリルを使って今まではずっとやってきているのですが、今回、タブレット端末を導入したというところ、ICT教育の推進という視点から電子ドリルを導入したいというところがございます、まず一つ、今年度の対応につきましては無償で提供していただけるということで、Q u b e n a というような、AIを活用したドリルというんですかね、今年度についてはそれで対応していきたいということで、今年度につきましては無償で対応していくと。ただ、このQ u b e n a というものは、来年度有償になりますと7, 200円、1人当たりかかるというようなことがございまして、これではなかなか対応し切れないであろうということで、来年度につきましては違うドリルを導入したいというようなことで、先日、校長会から3名の校長先生にいらしていただいて、いろいろと私と阿部先生のほうでお話を聞かせていただいたところでございます。

それで、当然、私のほうで教育長含めて教育委員の皆様にご説明するよりも、校長会のほうからご説明いただいたほうがよろしいということでお話をいたしまして、よろしければ次の定例会にでも校長会のほうから校長先生に来ていただきまして、詳しい内容を説明していただいた上で検討をしていただければなと考えているところでございます。そういう形で進めてよろ

しいかというところをご確認をさせていただきたいなというところがございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 校長先生方が共通して今お考えのものを、教育委員会があるときに、校長会の代表者の方が来て説明をさせていただきたいということなんです。そういう形でよろしいですよ。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 説明を聞いてみないと分からないですよ。

○委員（後藤眞琴） もちろん、はい。

○教育長（大友義孝） では、そういう形で進めていただくということで、校長会議、校長先生方の会議のときにも、その話をしていきたいと思いますので。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） すみません、1点だけ。小学校と中学校でもちょっと考え方が違うというところもございまして、私、今お話ししたのは小学校のほうからの提案というところもございまして、中学校のドリル導入についてはまだ聞いていないので……

○教育長（大友義孝） 絞られていないということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） ええ、ちょっと確認を、それについては確認をさせていただいて、次回のご説明をするときには、中学校についてもある程度整理してご説明できるようにお願いしたいと思いますので。

○教育長（大友義孝） はい、お願いします。

○委員（佐藤キヨ） それは、家でやるやつですよ。

○教育長（大友義孝） タブレットを使ってやるやつ。

○委員（佐藤キヨ） タブレット、家にタブレットを持って行ってやると。

○教育長（大友義孝） それも可能になってくると。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 考え方としては、その課題というんですかね、その宿題みたいなもの、ドリルがあって、それを校長先生の話では家に持ち帰って……

○委員（佐藤キヨ） 町で、町では予算とっているのですか。

○教育長（大友義孝） とっていないです。

○委員（佐藤キヨ） タブレットは、あるんですか。

○教育長（大友義孝） タブレットはありますけれども、その中身の部分まで何を入れていくかという、最低限の部分は入っているんですけども、そのドリル部分までではないんです。だから、それを今は紙とかなんかで保護者さんたちの負担をいただいてやっているわけですよね。それを紙じゃなくて、そのタブレットで全部やるのが可能だから、そっちのほうがいいんじゃないかという提案もあるということです。だから、これだけは聞いてみないと分からないところがあるので。

○委員（後藤眞琴） これ、できるだけ実物見たいんですけども、見本みたいなの、持ってきていただいてね。

○委員（佐藤キヨ） そうですね、あと資料も必要ですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 分かりました。資料についても、はい。

○委員（後藤眞琴） うん、資料もね。

○教育長（大友義孝） 資料とかなんかね、口頭だけでもなかなかつながらないところがあるからね。

○委員（後藤眞琴） このもらった資料を読みますと、かなりオーバーな、これらの流れの考え方、学校現場にもICT機器で、動作を取り入れ、導入が今後の定石になるだろうと思いましたがね。定石というのは、一般に最善と考えられる方法だからね、ほかのものを踏まえた上で。AIを活用し、児童生徒に問いや回答を、個別最適な課題を提供すると。この最適って、AIだから最適なのを身につけられるんだろうね。

○教育長（大友義孝） じゃあ、次に移っていいですか。時間も時間ですので急ぎますけれども、ああ、急ぐ必要もないかな。

○委員（後藤眞琴） うん、ゆっくりやっていって。

○教育長（大友義孝） もうちょっとありますのでね。

昨年ですね、中学生の関係で、「長崎に学ぶ」とか、ウイノナとか、全部中止になってしまっ
て、今年も中止になっているんですけども、1つだけ、先日、町長のほうに、町長部局のほうに相談があったらしいんですけども、去年の北方領土の関係で、北海道のほうに子供たちが行ってですね、それをやろうという。

といいますのは、去年は美里町で北方領土の町民大会ということが企画されていたんです。これはしっかり中止になったんだと思えば、令和3年度は美里町でやるということになったようなんですよ。それで、パンフレットとかなんかはまだないんですけども……（「復活」

の声あり) 復活したというんですかね、来年の2月の7日頃に文化会館で行う今予定をされているようなんです。そのために中学生を、北海道のほうに行って感想文を書いていただくという部分があるんですけども、これを見ると中学生9人から10人ぐらいでということなんです。自己負担は、仙台空港までの自己負担は伴いますけれども、それ以外の経費は、これは北方領土返還要求宮城県民会議のほうで全部負担するそうなんです。そういったものがあるんですけども、中止になったと思ったら何か復活してきて、それで普通ですと今、夏休み中に北海道に行ってやるんですけども、それが多分今の状態では行けないので秋頃に実施を考えていると。そこで、教育委員会として、子供たちをそういった部分に行かせることについてどう考えますかというふうなお話が来たんです。

それで、いろいろと中学校の校長先生方のお話なんかも当然これから聞いていくことにはなると思うんですけども、中学校の校長先生方は、何でもかんでも駄目ではなくて、やれる方向、できるだけチャレンジできる方法を今考えているので、実現できるのであれば実現させてあげたいと。ただ、秋といえども、コロナの影響がどの程度あるかというのはまだ計り知れないものがあると。だから、それをやりますと大きな声で言うわけにもいかないというお話なんです。それを考えると、教育委員会でじゃあやりますという決断を出すというのも難しいので、まず、ざっくばらんに委員の皆さんのご意見を頂戴しておきたいなと思ったところでした。いかがでしょうか。

○委員(後藤眞琴) 質問なんですけれども、それは今まで、宮城県の中学生、行っていたわけですか。

○教育長(大友義孝) 行っていないですね。たまたま美里に回ってきたと。

○委員(後藤眞琴) じゃあ、やはりコロナの状況を見てじゃないですかね。

○教育長(大友義孝) そうですね。まあ、今の段階ではちょっと判断しにくいかなと。一番大切なのは、みんなが心配しているように、オリンピックが今開催中で、その終わった後、それからコロナの接種状況なんです、ワクチン接種の状況、いろいろなことを加味していかなきゃならないと思うんです。ただ、いつまで報告しなきゃいけないかという、そのタイムリミットがちょっと見えないので、そこを見ながら考えていかなきゃいけないかと思っておりますけれども、最終的には、中学校の校長先生方とかにも相談させていただいて、どういうふうな扱いにするか検討したいと思うんですけども、いいですか、そういう形で。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長(大友義孝) 教育委員会で行くと言っても、学校のほうで駄目だとなる可能性だって

当然あり得る、あるわけですからね。

じゃあ、そのようにさせていただきます。（「よろしくお願いします」の声あり）

では、次に、行事予定については、お示ししたとおりでいいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、この臨時会の開催日と定例会の開催日、両方なのですが、1つ目の教育委員会の臨時会の関係につきましても、自己点検・評価の関係がございました。それで臨時会をさせていただければというふうに考えておりました、臨時会日程が8月の6日に開けないかなと思っていたのですが、ご都合はいかがですか。

○委員（後藤眞琴） 次の週は駄目ですか。

○教育長（大友義孝） 次の日はですね、土曜日です。

○委員（後藤眞琴） いや、次の週ですよ。

○教育長（大友義孝） 次の週ですか。（「はい」の声あり）次の週のいつ頃がよろしいでしょう。

○委員（佐藤キヨ） お盆じゃないですか、13って。違うんだっけ、次の週。

○教育長（大友義孝） 次の週だと、やれるとすれば……、10日、12日、13日あたりですか。11日は駄目なので。あと、時間的な部分で駄目なところが結構……、一番都合のいいところどこですか、一番。多分、12日、13日だと、留守委員は駄目なのかなと思って。

○委員（佐藤キヨ） 忙しくて。

○教育長（大友義孝） ええ、忙しくて駄目だろうなと思っているんですけども。

○委員（後藤眞琴） じゃあ、10日。

○教育長（大友義孝） 10日。

○委員（後藤眞琴） 何曜日ですか。

○委員（佐藤キヨ） 火曜日。

○委員（後藤眞琴） 火曜日ですね。

○教育長（大友義孝） 火曜日です。

○委員（佐藤キヨ） 10日。私はどっちでも、何時でもいいです。9日、10日は。

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですか。

○委員（後藤眞琴） 僕は、午後でお願い、できたらお願いします。

○教育長（大友義孝） 後藤先生は、10日であれば午後。

○委員（後藤眞琴） うん、午後。

○委員（佐藤キヨ） じゃあ、1時半。

○教育長（大友義孝） 民生委員の推薦会、何時までかかるかね。じゃあ、ここ、一応午後からということ。

○委員（後藤眞琴） はい、お願いします。

○教育長（大友義孝） もう午後やるとすれば、例えば1時半とかですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） させていただくことになると思います。あと、大森委員と留守委員に照会させていただいて、都合よければその日に確定したいと思います。お二人とも駄目だと言われたら、また別な日に相談させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員（佐藤キヨ） 9日、10日、いつでも私はいいですよ。

○教育長（大友義孝） そう言っていただきますと、ありがとうございます。残念なことに9日、休みなんですよ。（「えっ」の声あり）

○委員（佐藤キヨ） 9日、そうなんですか。

○教育長（大友義孝） いや、カレンダー、変わってしましてね。

○委員（佐藤キヨ） ああ、9日になったんですか。全然じゃあ、これ換えないと。

○教育長（大友義孝） 祝日が、今年移動しているんですよ。

○委員（佐藤キヨ） 移動していますよね。この間も22日が……

○教育長（大友義孝） そう、ああいう感じです。

○委員（佐藤キヨ） 最初は駄目、あそこ、駅東使えないと言って、職員の人が使えないと私には言ったのに、違う人には使えると言って、混乱して、どっちが本当なのか。

○教育長（大友義孝） あと、じゃあ、定例会のほうですが、予定では27日金曜日に予定したところですが、ご都合よろしいですか。

○委員（後藤眞琴） 8月の27日ですか。

○教育長（大友義孝） はい、27日の金曜日です。

では、定例会は27日の金曜日、午後1時30分、場所はここでということにさせていただきます。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 以上で、日程は全部終了したわけですが、特段何かございませんでしょうか。もしなければ、閉じさせていただきますが、よろしいですか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年7月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後5時55分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年8月27日

署名委員

署名委員
